

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 2 3 年 9 月 2 1 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、秋元副委員長、成田（祐）・小貫・上野・林下・ 佐々木（茂）各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部各参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 02 分

再開 午後 1 時 14 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「災害時情報通信について」

○（総務）杉本主幹

最初に、7 月 29 日にモバイル通信サービスを契約いたしましたので、報告いたします。

この通信サービスは、災害時など固定回線や LAN 回線が使用できなくなった場合に、パソコンに USB 端子を利用した通信機を取り付け、無線でインターネットを経由してデータ通信を行うものです。市といたしましても、今回の東日本大震災を受けて、避難者の確認などにパソコンによるデータ通信が必要と判断し、その確保を図るため、イー・アクセス株式会社北海道支店と契約を結びました。

この契約では、通信機器の代金、初期費用及び通信利用がなかった平常時の月額利用料金は無料になり、利用期間等の制限はなく、災害時など通信機を使用した場合には、使用した月について 1 台当たり月額 5,980 円の利用料が課せられることになっております。

次に、NTT ドコモのエリアメールを利用した避難情報等の配信について報告いたします。

エリアメールは NTT ドコモの通信サービスで、配信対象エリアのドコモの携帯電話に緊急地震速報などの緊急情報を一斉配信するもので、事前の登録等がなくても、エリア内にあるドコモの携帯電話であれば、住んでいる住民だけではなく、一時的にエリア内にいる通勤者、観光客なども、緊急情報メールは一斉配信の対象になるものです。

NTT ドコモでは、本年発生した東日本大震災を契機として、国や地方公共団体がそれぞれの避難情報や緊急情報等を配信する際の利用料金の改定を行い、これまで有料であった申込みの際の初期費用や月額利用料金が無料になりました。市としては、NTT ドコモが配信する緊急地震速報などの情報とあわせて、市が発する避難情報等を配信できるよう、現在、通信回線の設定やセキュリティの確認など作業を進めているところであります。

○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室山本主幹

石狩湾新港管理組合からの協議案 2 件を報告いたします。

初めに、平成 24 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について、石狩湾振興管理組合から 7 月 28 日付けで協議がありましたので説明いたします。

資料は 1-1 と 1-2 になりますが、1-1 は平成 23 年度の国からの当初内示額と 24 年度要求額を事業別に示した比較表でありまして、1-2 は位置図となっており、番号が符合してございますので、あわせてごらんくださ

い。

初めに、国直轄事業です。位置図の右上の①（直）北防波堤であります。港内の静穏度を確保するため、既設防波堤を延長するものであり、24 年度はケーソン据付けのための基礎工を予定しております。

次に、位置図中央下の花畔地区の②（直）岸壁（－10m）（改良）（耐震）であります。大規模地震災害に対応するため、既設の花畔埠頭を改良整備するものであり、24 年度は本体工事等を行うもので、24 年度完成を目指し、要求を行うものであります。

以上、国直轄事業といたしまして、事業費 17 億 4,000 万円、管理者負担分 4 億 1,500 万円となっております。

次に、交付金事業ですが、位置図の中央右側の③（交）物揚場（－2 m）（改良）は、昭和 56 年完成の鋼矢板岸壁の老朽化対策を実施するものでありまして、平成 24 年度完成を目指し、要求するものであります。

次に、同じく位置図の中央右側の④（交）泊地（－10m）は、所定の水深を確保するためのしゅんせつを行うものであります。

次に、同じく位置図の中央右側の⑤（交）東・花畔埠頭線（海岸線）（改良）は、20 年度の施工から一時休止しておりましたが、貨物輸送の効率性、安全性の向上を図るため、道路の拡幅工事を行うとともに、橋梁の老朽化対策のための橋梁設計を行うものでございます。

次に、位置図の中央付近の⑥（交）航路標識は、船舶航行の安全の向上を図るため、航路標識の設置を行うものでございます。

次に、補助事業ですが、位置図の中央左側の⑦（補）廃棄物埋立護岸は、暫定断面で整備をしておりました護岸をかさ上げし、完成断面に整備するものであります。

なお、⑥の航路標識につきましては、新規事業で単年度施工になります。他の事業は、すべて継続事業となっております。

以上、交付金補助事業につきましては、事業費 2 億 5,100 万円、管理者負担分 1 億 5,580 万円となっており、直轄事業及び交付金補助事業を合わせた事業費合計は 19 億 9,100 万円、管理者負担分は 5 億 7,080 万円となっております。

なお、本件に対する回答につきましては、当委員会での御意見並びに小樽商工会議所及び小樽港湾振興会の意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、平成 23 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 8 月 12 日に開会されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては 1 件提案され、監査委員の選任につき同意を求める件について、小樽市監査委員の菊池洋一氏が原案どおり選任同意されました。

報告事項につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類 2 件の報告がございました。

また、議員提出議案であります石狩湾新港地域への L N G 火力発電所の建設実現に関する決議が原案どおり可決されました。

○委員長

「新・学校給食共同調理場整備方針（案）について」

○（教育）学校給食課長

新・学校給食共同調理場整備方針（案）について報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

この整備方針（案）は「1 はじめに」、「2 現在の施設について」、「3 新・共同調理場について」という三つの区分で構成しており、最初の「1 はじめに」の区分では、老朽化した 2 か所の共同調理場の統合新築を

行ってきた経緯を記載し、「2 現在の施設について」の区分では、共同調理場と単独調理校の現状を記載し、「3 新・共同調理場について」の区分では、この整備方針（案）策定の経緯、施設整備の考え方を記載しております。

また、この整備方針（案）を策定した目的及び経過についてであります。資料 3 ページに記載いたしましたが、新調理場の建設は、食の安全・安心、食育、食習慣、地産地消、給食の充実など、多面的な観点からの検討が必要であることから、保護者、学校教職員、学校薬剤師など、給食関係者で構成する「小樽市学校給食共同調理場運営委員会」に施設整備のあり方を諮問し、運営委員会においては昨年 11 月から審議を重ね、本年 7 月に新共同調理場の施設整備の考え方を取りまとめいただきました。教育委員会では、本年 8 月の第 8 回定例会で、運営委員会の審議を踏まえ、この整備方針（案）を策定いたしました。

次に、具体的な施設整備の考え方についてであります。資料 4 ページから 7 ページにかけまして、6 項目に分けてその考え方を記載しており、項目ごとに申し上げます。

最初の 1 の項目では、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に適合する施設として、ドライシステムをはじめとする施設整備について記載しております。

次の 2 の項目では、新たな調理機器の導入による給食内容の充実及び食物アレルギーの今後の検討について記載しております。

次の 3 の項目では、効率的な作業環境と食材の地産地消の拡大について記載しております。

次の 4 の項目では、施設の安全確保を図るための従事者や食材の動線の明確化や作業管理マニュアルの作成、省エネ施設としての検討を記載しております。

次の 5 の項目では、食育の観点から、児童・生徒や保護者の施設見学、食育、研修等への活用を想定した施設とすることを記載しております。

最後の 6 の項目では、おいしい給食をテーマに配送距離の延長に対応できる搬送容器の検討、米飯給食拡大の検討、めん給食の改善などについて記載しております。

なお、この整備方針（案）の今後の取扱いについてであります。議会での御審議をはじめ、今後さらに運営委員会での協議を行い、11 月の教育委員会定例会で整備方針として決定し、次の市議会第 4 回定例会にて当委員会に報告いたしたいと考えております。

○委員長

それでは次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 22 号について」

○（総務）職員課長

議案第 22 号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について説明いたします。

この条例案は、このたびの政治資金規正法違反事件において、関係部長 8 人の処分を決め、最大で 6 か月の減給処分としたこと及び現時点で副市長が空席のままとなっていることなど、今回の一連についての市長の責任として、5 月の第 2 回臨時会で議決された給料の減額措置とは別に、本年 10 月分以降の市長の給料について、さらに 10 分の 1、3 か月の減額措置をとるものです。

また、これに加え、本年 12 月に市長に支給される期末手当の 50 パーセントを減額するものであります。

○委員長

「議案第 23 号について」

○（財政）税務長

議案第 23 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について、その主な内容を説明申し上げます。

このたびの市税条例の改正は、平成 23 年 6 月 30 日に公布された地方税法等の一部改正に伴うものであります。

1 点目は、寄附金税額控除についてであります。個人市民税について、市民が NPO 法人をはじめとした団体

等に対する寄附金に適用する寄附金税額控除の下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げるもので、その適用は平成 24 年度の市民税からとなります。

2 点目は、過料についてであります。市民税や固定資産税、軽自動車税などに係る不申告等についての過料の額を 3 万円以下から 10 万円以下に引き上げるとともに、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については過料の規定を新設するものであります。

3 点目は所要の改正であります。読替規定の整理や引用条項の変更などのほか、上場株式等の配当所得及び譲渡所得並びに条約適用配当について、軽減税率の適用期限を 2 年間延長するとともに、この延長に伴い非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例措置も、同時に 2 年間延長するものであります。

○委員長

「議案第 25 号について」

○（教育）生涯スポーツ課長

議案第 25 号小樽市スポーツ振興審議会条例及び小樽市報酬費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、スポーツ振興法を全部改正するスポーツ基本法の平成 23 年 8 月 24 日施行に伴い、所要の改正をするものです。

主な改正の内容としては題名の変更であり、「小樽市スポーツ振興審議会条例」を「小樽市スポーツ推進審議会条例」に改め、第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 18 条第 2 項」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条」に改め、旧法で定められていた審議会の所掌事務及び審議会委員の委嘱についての規定を新たに追加し、追加に伴う条項の繰下げを行うものです。

関連しまして、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例第 2 条附則別表の非常勤職員の名称変更として、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称を改めるものです。

○委員長

「議案第 26 号について」

○（財政）契約管財課長

議案第 26 号製造の請負契約について説明いたします。

この案件につきましては、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 38 メートル級の製造の請負契約を、契約金額 1 億 8,826 万 5,000 円で株式会社北海道モリタと締結するものであります。

なお、納入期限は、平成 24 年 3 月 27 日を予定しております。

○委員長

「議案第 27 号について」

○小貫委員

議案第 27 号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨説明を行います。

本会議で詳しく説明していますので、簡単に提案をいたします。

66 年前、広島と長崎に 2 度にわたり原爆が投下され、多くの人々が原爆によって亡くなりました。今なおその後遺症に苦しんでいる方が大勢います。核兵器が人類の平和的生存には共存できないことが、その後 66 年にわたり、いまだに使われていなかったことから見れば明らかです。

加えて、東日本大震災で核物質の扱いの難しさが明らかになりました。条例の制定により世界で広まる核廃絶の声を後押しし、核のない世界実現に近づくために委員各位の御賛同をいただきますよう訴えて、提案といたします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎北防波堤の延伸の意義について

最初に、石狩湾新港湾関係事業予算要求についてお尋ねをいたします。

これによりますと、本市の負担は全体で約 9,500 万円ということになると思いますけれども、北防波堤だけでも約 2,200 万円です。この北防波堤を延長するというそもそもの意義について、静穏度を確保するためということは説明を受けましたけれども、それ以外について、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室山本主幹

北防波堤の延伸の意義ということでございますけれども、小樽市域であります西地区のマイナス 4 メートル岸壁が平成 18 年に供用開始されたところでございます。これに伴いまして、安全性の確認のため静穏度解析を行ったところ、当初計画していました島防波堤北、これが 850 メートルの防波堤になりますが、この整備を行っても、国の静穏度の基準 97.5 パーセントが確保できないことが判明したところでございます。このため、港湾計画の変更を行いまして、現計画であります北防波堤 400 メートルの延伸と防波堤島外、これは 150 メートルになりますが、これをあわせて整備することにより静穏度を確保しようとするものでありまして、20 年度に着手したところでございます。

○小貫委員

西地区の岸壁ということなのですが、現在のこの場所の利用状況の御説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室山本主幹

現在の西地区の利用状況ということでございますけれども、平成 18 年から供用開始いたしまして、件数につきましては暦年となります。18 年が 2 隻、19 年が 29 隻、20 年が 28 隻、21 年が 17 隻、22 年が 21 隻、23 年の 8 月末現在で 17 隻となっております、合計で 114 隻となっております。

○小貫委員

今の答弁を聞いていますと、果たして静穏度が上がればもっと船が来るのかということが疑問なのですが、そういう見込みがあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

静穏度を上げるというのは、単に貨物量を増やすということだけではなくて、あくまでも船舶の安全な航行や荷役の安全性のために必要なことであります。また、それを確保することによって貨物量の増大にもつながっていくとは思いますが、基本的には安全の確保ということでございます。

○小貫委員

先ほど、最初の質問で 97.5 パーセントの静穏度の確保ができないということでしたけれども、それでしたら現在ほどの程度の静穏度なのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

平成 14 年から 18 年のデータで解析したところ、現在 93.8 パーセントと聞いております。

○小貫委員

平成 20 年度着工とたしか聞いたのですが、この間どれだけそれぞれ延ばしてきたのか、また 22 年度までかけてきた金額というのはどのぐらいになるのか御説明ください。

○（総務）企画政策室山本主幹

まず、事業費についてですが、平成 20 年度が約 1 億 1,500 万円、平成 21 年度が約 3 億 700 万円、平成 22 年度が

約 1,000 万円、合計で約 4 億 3,200 万円になっておりますが、実際本体にはまだ着工してございませんので、進捗状況という延長は今のところございません。

○小貫委員

安全上必要ということなのですけれども、今聞いていて、かかるお金が大変莫大なのが問題だと思うのです。基準の 97.5 パーセントの確保ということですが、実際には 94 パーセント近い数字であるという中で、ここにかけるお金より、もうちょっと別のところにかけるお金があってもいいのではないかと思います。これはどうしても今着工しなければならないと思っているから、こういう予算要求をやっているのだと思うのですけれども、どうしてもそこまでして急がなければいけないものか、その辺の御説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室山本主幹

なぜどうしても着工しなければならなかったかということでございますけれども、港の静穏度を確保すること、港湾管理者としましては当然のことでありまして、先ほど申し上げましたとおり、船舶の安全な航行や荷役の安全確保のためにどうしても必要であります。また、防波堤の事業というのは多大な事業費になりますので、長期的な計画を持って進めていかなければならないということもございますので、平成 20 年度から防波堤の事業に着手したということでございます。

○小貫委員

◎市税条例について

市税条例についてですけれども、今回の条例で特に株式の関係なのですけれども、地方税法を改正して配当所得等の税率を軽減することですが、なぜこういう対策をとるのか、法律があることはあると思うのですけれども、この意味について御説明をお願いいたします。

○（財政）税務長

このたびの地方税法の改正に伴って、市税条例も改正するという形になるのですけれども、この軽減措置はもと平成 15 年 1 月に創設されて、今回もし延長されれば 3 回目の延長となります。一言で言えば、背景としてはやはり株式市場の低迷ということになると思います。それが何回かの延長の中でも株式市場の低迷が続いて、まして 20 年 9 月のリーマンショックでさらに落ち込むような状況、今の円高などいろいろな状況の中で、証券市場自体がなかなか活性化されないという中の活性化策の一つとして、これがずっと延長になっているというようなことだと考えております。

○小貫委員

やってみたはいいいけれども、全然活性化にはなっていないということです。証券市場活性化策の一つだということなのですけれども、これを継続したとして、本市に一体どれだけ効果があるのか、具体的にどれだけ経済効果が見込めるとお思いでしょうか。

○（財政）税務長

本市に対する経済効果というのは、どういうふうに出せばいいのか思いつかないのですけれども、国でも基本的に金融市場というか証券市場、日本全体の株式の活性化ですので、小樽に関する株を持っている人の活性化ではないので、なかなか個別に出すということは難しいと思います。ですから、国のホームページを見ても、ここの部分でどれだけの効果があったかというのはなかなかないのです。学者が一考察のような形で株式市場の割合が何パーセント増えたというのはありますけれども、それもどの程度の信憑性があるのかということもあります。ただ、リーマンショック以来さらに落ち込んでいますから、一部はその部分の下支えになっているということで国は考えているのではないかと考えております。

○小貫委員

私たち日本共産党は、この大もとになる証券優遇税制には、結局は大金持ちの株取引でもうけるお金に対する税

金の軽減であると、そういうことで国会でも反対してきました。証券税制については、欧米諸国では税率 30 パーセントあたりが当たり前だという中で、税率が 10 パーセントという日本の政治全体の悪さというか、あるところからは取らないということがあると思うのです。

それで、上場株式等にかかわる配当所得などに対する軽減税率ということなのですけれども、対象となる上場企業というのは小樽市内にどれだけあるのでしょうか。

○（財政）税務長

小樽市内に東京証券取引所上場の会社はございませんが、札幌証券取引所で 1 社、あと大阪証券取引所に 1 社の合計 2 社ということがわかっております。

○小貫委員

要は、株を買ってもらって元気にしてもらおうと、そういうことなのですけれども、対象となる会社は本市に 2 社しかないとのことです。小樽市民が全国の大手企業の株を買って、その配当等に対する税率が低くなるということなのですけれども、そんなお金があるのだったら、近くの商店にでもお金を落としてもらったほうが、小樽の景気のためにはいいのではないかと、何でこんな法律を国が押しつけるのかという思いでいるわけです。

それで、もともと市民税は 3 パーセントかかっていたということなのですけれども、平成 16 年度から年度別にこの間の市税への影響と、22 年度までの累計で、それぞれ市民税への影響はどれだけあるのか御説明ください。

○（財政）税務長

市税への影響なのですけれども、これはなかなか実際にその恩恵を受けている方がどなたかというのは特定が難しいですので、一応目安として、道から配当割や株式等譲渡所得割の交付金というのが、小樽市だけではないですけれども、道内の市町村に歳入としてあるものですから、その動きでお示ししたいと思います。

平成 16 年度が約 1,230 万円、17 年度が約 2,612 万円、18 年度が約 3,003 万円、19 年度が約 3,306 万円、20 年度が約 1,327 万円、21 年度が約 944 万円、22 年度は約 1,102 万円ですので、累計で 1 億 3,500 万円ほどでございます。これが先ほど申し上げた本則税率 3 パーセントと軽減税率 1.8 パーセントの差 1.2 パーセント相当ですので、軽減の一つの目安にはなるかと思えます。

○小貫委員

道からの交付金との割合でどれだけになるかというのはありますけれども、純粋に市税は 1 億 3,500 万円減っているということととらえてよろしいのでしょうか。

○（財政）税務長

いえ、市税とは違いましてこれは交付金ですので、あくまでも道に集まった配当割や譲渡所得の部分を各市町村に交付金として渡しますので、一部徴税の事務コストとして 1 パーセント分を取った残りの 5 分の 3 とかといろいろな条件があるのです。ですから、100 パーセントそれが反映されているわけではないので、私の話したとおり、一応目安という形で考えていただいたほうが実態には近いと思っています。

○小貫委員

要は税収が少し減るということだと思っているのですけれども、地方税法の一部改正、条例の改定については、私たち日本共産党としては反対だという立場を最後に表明いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

◎新・市民プールの建設について

新・市民プールの問題についてお尋ねをいたします。

第 6 次小樽市総合計画の前期実施計画では、平成 25 年度までに、耐震診断補強工事を学校施設・設備改修事業として約 18 億 4,000 万円かけていくということでした。本定例会での市長答弁を聞いていますと、一新小樽の安斎議員が代表質問で取り上げたときに、こういった耐震化工事等の様子も見て新・市民プールの建設を考えるというような答弁をされていたと思うのですけれども、それでは 25 年度までに 18 億 4,000 万円かけるという計画が変わっ

たのか、それともこれは変わらないのか、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）総務管理課長

委員がおっしゃるとおり、18 億 4,000 万円の中には耐震診断補強工事の工事費も入っております。そのほかにも暖房施設改修、また校舎屋内運動場の施設整備も計画の中に入っております。21 年度から 25 年度の実績ですが、大体 22 億円と現在考えております。

○小貫委員

ということは、もう事業規模を超えているということでしょうか。

○教育部長

ただいま総務管理課長から話をした部分でございますけれども、委員がお話しのとおり、学校施設・設備改修事業として、前期実施計画の中では 5 か年度で 18 億 4,000 万円ほどの事業規模で想定をしております。その中には学校耐震以外にも、いわゆる大規模改修にかかわる暖房、あるいは校舎の改修なども含めてということでございます。

そういう中で学校耐震の部分が主ではございますけれども、23 年度、一部 24 年度の債務負担の部分も含めてでございますけれども、実際には 20 億円を超える事業が執行されております。その後、24 年度あるいは 25 年度の予算組みをしていくという中では、18 億 4,000 万円を超えておりますし、さらに事業費は拡大すると考えております。

○小貫委員

ということは、前期実施計画はこの分野でいけば、これ以上のスピードで進めていくというふうに計画が変わっているということかとらえてよろしいのでしょうか。

○教育部参事

前期実施計画そのものが教育予算だけではなく、市の行政、第 6 次計画の 5 年間でやる事業すべてを想定してつくっている計画ですから、教育所管のところだけを変えんとか変えないだとか、そういうことにはならないということとをまず御理解いただきたいと思います。

ただ、現実としてこの前期実施計画は 21 年 12 月に策定したものですけれども、その段階から全国的に学校耐震化を加速するという声が強くて、私どもも当然そのように考えておりますので、御案内のとおり、本市の場合はこの間、学校再編とあわせて進めてきました。その結果、23 年度ですから、前期実施計画 5 年間のうちの 3 年間だけでももう既に事業費は 22 億円になっております。ただ、現在、耐震工事を進めている学校もございますし、今年度予算をつけていただいた手宮小学校の改築に向けた耐力度調査も行っているということでは、学校の設備改修事業については、24 年度、25 年度とまた改めて、教育委員会としては財政部にも要求しながら、予算づけをしていたかなければならないだろうと思っています。

その意味からしますと、定量で教育関係事業費を決めているわけではありませんけれども、私どもが所管している教育関係事業で言えば、当初見込んでいた予算規模は大きく上回っているということもあって、教育委員会としても、この後 24 年度、25 年度も含めて教育事業全体としての予算をどのように積み上げていけるのかについては、財政部や総合計画の進行管理を担当しています企画政策室とも今後、十分検討協議をしていかなければならないと思っています。そういった意味で、市長からも耐震化の動向も含めて見極めていかなければならないという答弁があったものと認識しております。

○小貫委員

次に、同じ第 6 次総合計画の中で、新・市民プールの事業については、25 年度までに基本設計、実施設計を行うとなっているわけですが、現在の進捗状況についてはどうなっているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

新・市民プール事業の基本計画・実施設計の進捗状況ということですが、第 2 回定例会、また本定例会の代表質問でも話しておりますとおり、現在、実施設計に向け、25 メートルの公認プールをベースとして、公共交通機関の

利便性の高い場所で、駐車場も含む 5,000 平方メートル程度の建設場所を、市長部局と連携をとって探しているところでは。

○小貫委員

そうしますと、25 年度中に基本設計、実施設計を行うという計画は、そのまま保持したまま進めていくつもりでいるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

さきにも話しましたように、建設場所としての適地が見つければ、実施設計等に結びつけていけるものと考えております。

○小貫委員

今も答弁いただきましたように、私が前回質問したときもプールの施設は 2,000 平方メートル、駐車場を 100 台とめるために 3,000 平方メートル必要で、合計で 5,000 平方メートル必要なのだと、そういう答弁をいただきました。それで、本当に 100 台とめる駐車場というのが必要なのかというのが疑問なわけです。それだけ必要な大会というか、プールを使うイベントというのは年何回ぐらい開かれる予定なのかお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

駐車場 100 台の必要性和、大会がどれだけ行われているかということについてお答えいたします。

まず、大会につきましては、例年行われている大会として、小樽市中体連水泳競技大会、小樽市民体育大会水泳競技会、小樽小中学校・高校水泳競技大会、この三つの大きな市民レベルの大会が行われております。また、水泳の検定でありますマークテスト会というものがございます。これらの市民レベルの大会でありましても、高島小学校の学校敷地内、学校の正面玄関前、また体育館前を含む敷地内に常時 100 台以上がとまっていると、大会関係者、またプールの職員からも聞いております。さらに、小学校の水泳教室等が開催されている夕方の時間帯には、平日でも送迎で 30 台から 40 台の駐車がされていると、プールの職員から聞いております。

このようなことから、市民レベルの施設として考えましても、100 台の駐車場の確保はしたいと考えております。

○小貫委員

第 2 回定例会の本委員会で質問したときに、中学校に水泳部はないということでした。それでも大会がそういう状況で開かれて、恐らく市民の大会としては、たぶん 100 台規模はあったほうが良いということなのですが、聞いてみると、そういう部活の状況で、中学校や高校の大会で 100 台必要なかと疑問になるのですけれども、中学校や高校の大会でもそれだけの規模の駐車場が必要なのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市内の中体連の水泳競技大会なののですが、中学校には水泳部は今ないということでお聞きしました。ただ、小学校、中学校の児童・生徒はスイミングクラブ等々に入って練習をして、中体連の大会では学校を代表して出場しており、今回行われた大会では 12 校が参加しております。選手、役員を含めると 72 名参加しております。また、小樽小中学校・高校水泳競技大会におきましては団体、これは学校の名前を挙げて出ているところ、またクラブ名で出ているところ等がありまして、小・中学生が 159 名、高校生が 2 名、役員が約 40 名近くで、総数で 221 名の参加がございます。

○小貫委員

新しくどこかに市民プールを建てて、水泳部がいっぱいできて、もしかしたらたくさん参加者が来るかもしれないので、この問題にはあまり触れませんが、この間、建設場所を探しているということなのなのですが、どのようにして探してきたのか、どのような努力をされてきたのか御説明ください。

○（教育）生涯スポーツ課長

前にも説明しておりますように、教育委員会では市民の要望を受けて、中心市街地に 5,000 平方メートル程度の

土地を見つけるということで、市長部局と連携して、あいている土地、若しくは建替えが可能な場所などについて調査をしてきております。現在では市民の方からも情報提供があり、それが適地かどうかという場所の調査もしているところがございます。現状としては、なかなか市街地中心部に土地を見つけることは難しいので、市民からの情報収集を今考えているところがございます。

○小貫委員

その情報収集を呼びかける手段がどのように行われてきたのかということはどうなのでしょう。

○（教育）生涯スポーツ課長

これは本定例会で市長から答弁しておりますように、室内水泳プールの存続を求める会の方々とも懇談させていただき、その席でも、市民の皆さんから適地があればということで声をかけているところです。

○小貫委員

例えば広報誌やホームページを利用するということはなかったということでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

御指摘のとおり、広報誌やホームページを利用して情報収集はしておりません。

○小貫委員

二か所ほど場所を提案したいと思うので、それが検討に値するのかどうか聞かせていただきたいと思います。

一か所目は、三角市場の向かいの駐車場です。建設部に聞きましたら、月決めで三角市場の皆さんが使っているということと、あれだけ駅に近い場所ですから、もちろん日中の観光客の利用が一定程度あるということでしたが、船見坂を挟んで向かいの土地が更地になっていますので、そちらに三角市場の月決め駐車場を移動してもらえば利用できると思うのです。この駅横駐車場は、J R の官舎を除けば 2,500 平方メートルありますから、1 階をプール、2 階を駐車場にしたら 5,000 平方メートルになると思うのです。駅から階段を上るのではなくて、エレベーターをつければ、利便性も大変いいと思うのですが、それが果たして検討に値するのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○教育部参事

まず、プール建設にどの程度の面積が必要なのかということで、以前からいろいろ答弁をさせていただいております。それで、現状の高島プールからすれば、やはり 100 台程度の駐車場は欲しいと思っています。御存じかと思いますが、以前、サッカーやラグビーなどの試合をからまつ公園で開催しますと、道道やからまつ団地の住宅地まで路上駐車がありまして、当たり前なのですけれども、たくさん苦情が来るということがありました。ですから、どうしてもスポーツ施設というのは、基本的には大会等を想定した駐車場を確保しておかなければ、日常的にそのスペースを十分使うということではないのですけれども、つくった後に、御近所の方や地域の方にいろいろな形で御迷惑がかかるということがありますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

ただ、絶対に 100 台分なければならないとは思っていません。仮にこれが 5,000 平方メートルではなく、例えば 4,000 平方メートルとか 4,500 平方メートルという適地があったときに、どういう工夫ができるのかということは、検討はしなければならないと思っています。

もう一つの要件としては、やはり市内中心部に 5,000 平方メートル近くの土地を確保することは、財政的にも相当の負担があります。ですから、その意味では、何とかまず一義的には公有地で、市が持っている土地で、建てられるところがないかということを検討しなければならないと思っております。

それで、今、委員から駅横駐車場のお話があったのですけれども、今日は建設部が来ていないものですから、詳しいことは言えないのですけれども、たしかこの駅横駐車場は都市計画決定してつくった駐車場だと思います。ですから、あそこをなくするときには、駐車スペースをまたどこかに確保しなければならないという位置づけの駐車場だったと理解していますので、プールの敷地とするにはちょっと無理だろうと思っています。

ただ、いずれにしても考えなければならないのは、プール建設が可能な土地を探すということで、今、施設がある土地にプールをつくるから、あるものはどこかに土地を探せということは、教育委員会の立場で申し上げることにならないだろうと思っております。

○小貫委員

それはそうなのです。なくなって困るから別の場所を探さなければいけないというのは、駐車場を借りている人の身に立ってみれば私もそう思います。それで、船見坂を挟んで向かいの土地があいたから、そこで何とかならんいかいということです。都市計画も、計画を変更するのが難しいのかどうかということも含めて検討してみてもはどうでしょうかという提案です。

もう一か所は、現在、保健所と総合福祉センターがある場所です。医師会の建物が併設されておりますが、一回税務署跡地をプールの用地として検討したら、3,000 平方メートルしかないからだめということでしたので、保健所と福祉センターには、申しわけないけれども税務署跡地に移ってもらって、真四角に土地はとれないのですけれども、稲穂小学校のグラウンドもちょっと借りて、教育施設として建設すると。そうしたら、もしかしたら将来、稲穂小学校出身の金メダリストが生まれるかもしれないと思います。調べたら面積は 2,500 平方メートルでした。この場所についても検討するに値しないかどうか、御答弁をお願いいたします。

○教育部参事

前段でも申し上げましたけれども、仮に保健所や総合福祉センターを別のところに建てる計画があつて、そこが市有地としてあくということになれば、それぞれの面積要件というのはあるのですけれども、当然検討の対象になるかと思えます。ただ、現実には建物がございますし、総合福祉センターも保健所もどこかに行くということは聞いておりませんので、御提案としてはいろいろ考えていただく、あるいは可能性として御提案をいただくこと自体は大変ありがたいと思っておりますけれども、保健所なり福祉センターなりにどうなのだと、現実的にはならないのではないかと思っております。

○小貫委員

教育委員会としては、そういうことになると思うのです。保健所は昭和 46 年完成と聞いていまして、近いうちにどこかに建て替えなければいけないという話になるのではないかと、思っ提案をさせていただきました。

◎新共同調理場の整備方針（案）について

質問を変えます。学校給食についてお伺いいたします。

新しく共同調理場の整備方針（案）というのが出ました。私、第 2 回定例会の予算特別委員会で、新しい場所に共同調理場が建ったら、2 時間以内の喫食というのが守れないのではないかと、ということで取り上げました。2 時間たつと菌の繁殖が拡大するということで、この問題は北海道からも指摘を受けていたと思います。

ところが、この方針（案）には 2 時間以内の喫食については一言も触れられていないということで、なぜ触れられていないのかということと、2 時間以内の喫食を可能にするためにどのようなことが検討されてきたのかお伺いいたします。

○（教育）学校給食課長

新・学校給食共同調理場整備方針（案）に関係しての御質問が 2 点ございました。

まず、方針（案）の中で 2 時間以内の喫食が触れられていないのではないかと、御指摘でございますけれども、直接的な表現、記載の仕方ではございませんけれども、方針（案）7 ページの 6 の①で、配送の関係について触れております。やはり給食の適温管理は必要なことですので、そういった配送の面、また搬送業務等も検討をし、適切な配送をしてまいりたいと思っております。

また、調理場施設のこういったことも含めて、その運営に当たっては、文部科学省の学校給食衛生管理基準を尊重するという認識でありますし、その実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、もう一点ございました、第 2 回定例会以降、この 2 時間以内の喫食についての検討状況がどうかということでございますけれども、検討に当たりましては調理場の施設設備の面と、それから配送体制の面と、両面がかかわることだと考えております。施設設備の面は献立の組合せや、作業時間がかかる献立などで必要な設備機器でありますとかその台数、また、人員配置でありますとか、そういった面の検討がございますし、配送体制につきましては調理の完了時間、その後の配送車の積み込み時間、また学校への到着時間など、いろいろ試算している段階でございます。こうした検討に当たりまして、基本的な考え方として、学校給食衛生管理基準の規定をクリアしていくという考え方でおります。

○小貫委員

学校給食衛生管理基準に 2 時間以内に給食を提供するということが明記されているわけですから、本市としてもそれに努めるという立場で、まだ案の段階ですから、方針のどこかに書き加えたほうがいいのではないかと思います。

例えば適温管理を図って、調理してから 3 時間たったものを児童に提供していたら、いくら何でもそれは学校給食衛生管理基準違反なわけです。だから、そこは本市としてこうするというのをきちんと明記したほうがいいと思います。

それで、やはり私は、岩見沢市で発生したような食中毒が、二つの共同調理場を一つにしたことによって出てくるのではないかと不安になるのです。市民の方と話しますと、給食調理場が一つになるというのは初めて聞いた、聞いたことがないと言う方がいらっしゃいます。やはりそういう不安を取り除くためにも、今、配送車は 11 台ですが、配送車を何台にしますとか、調理員の数をもっと増やして、2 時間以内に安全に給食を届けるようにしますとか、そういうシミュレーションをしっかりと今後していく必要があると思います。

◎栄養教諭の配置定数について

現在、学校給食の観点が多少変わりまして、食育の推進ということが叫ばれています。このまま学校給食調理場が一つになると、北海道の基準では、現在 4 名いる栄養士が 3 名になってしまいます。新調理場はまず 8,000 食でスタートするとのことですが、そうしたら、栄養士 3 名で 8,000 食の献立を見て、そして現時点では 41 校それぞれに栄養指導に入ると、こういうことが可能なかどうかと思います。もっと栄養教諭の配置を拡大していく必要があるのではないのでしょうか。中学校区で 1 人とか 2 人配置して、しっかり小・中学校に栄養指導に入る体制が必要ではないのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○（教育）学校給食課長

栄養教諭の配置定数の関係でございますけれども、委員おっしゃられましたように、北海道教育委員会において配置定数基準を定めており、児童・生徒数が 6,001 人以上の場合は 3 名ということになります。したがって、新施設においても 3 名という見込みでございます。

それで、栄養教諭の配置拡大ということでございますけれども、栄養教諭も、仕事としては従来から携わってきております共同調理場における衛生管理責任者として調理作業に当たるという面と、それから栄養教諭制度が発足して以降は、小・中学校において指導を行うという二つの面があります。この二つの面も、場合によってそれぞれの業務もふくそうするということが生じてくることも考えられます。今後におきましても、学校における食育指導の充実は求められてくるものと思いますので、栄養教諭の配置定数の拡大などにつきましては、これまでも文教施策に関する要望事項として、北海道都市教育委員会連絡協議会で取りまとめをしていただき、北海道教育委員会への要望を行っているところでございます。

また、その内容の面につきましても、特に共同調理場方式の市町村については、共同調理場業務にも支障が生じることがないように、定数について特段の配慮を願うこととしている内容でございます。引き続き、こうした活動も行いながら進めてまいりたいと考えている現状でございます。

○小貫委員

栄養教諭の配置定数拡大について要求しているということでした。そこで、6,001 食で栄養教諭は 3 人というのですから、残り 2,000 人分を、やはり 3 人で 6,000 食見ると 3 人で 8,000 食見るとでは大きな違いがあると思います。やはり第 2 回定例会の予算特別委員会で言ったように、遠い方面、銭函や忍路、手宮に配送車で持っていくのでは、全体の安全が守れない危険性があると思います。だから、そういう地域は例えば中学校で給食をつかって、近隣の小学校に配食するような親子方式などを採用して、単独調理校は単独調理校で残して、そういう立場に立って地元食材を使う、そういうふうにしてほしいと思うのです。

そこで、今言ったように、中学校で給食をつかって周辺の小学校に配食することにして、安全性を確保するということは考えられないのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

このたびの共同調理場 2 か所の統合新築に関しましては、委員が御指摘の周辺部の親子方式なども含めて検討はしてきております。今後建設する新共同調理場では、確かに周辺校におきましては、これまでより若干配送距離が延びることもございますけれども、このたびの方針（案）にも記載いたしましたが、配送体制や、それからまた保温食缶などによる適温管理、そうした設備面について検討をし、衛生管理に支障がない方法で実施していくことと考えているところでございます。

先ほど申し上げましたように、これまで検討した中では、調理場を 1 か所ではなく複数設けることによりまして、やはり財政面の負担は増えていくこととなりますので、現状では行うことは考えておりません。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐々木（茂）委員

◎線量測定値について

放射線の線量測定値についてであります。毎日のように新聞報道で、東日本と道内の放射線量の測定値が公表されております。これを見て、どこまでどうなのかという基準といいますか、いわゆる平常値というものがどこに置かれているのか、お伺いをいたします。

○（総務）杉本主幹

放射線の測定数値につきましては、新聞報道のほか、北海道のホームページでも公開されておりますけれども、現在のところ、統一的な判断基準については定められていない状況にあります。

○佐々木（茂）委員

統一基準が定められていないということでありまして、毎日のようにいろいろな測定値をはかって公表するということは、単に不安を与えるようなことにほかならないわけでございます。これでよいのかと思うのです。先ほども放射能の問題について、市内の小・中学校に測定器を配置したらどうかという陳情の趣旨説明がありました。確かに安全を確保するためには、いろいろな形が考えられると思いますが、事故が起きてからでは遅いということもあるのでしょうか、新聞報道などで統一の平常値というものがなければ、あまりにもこれを重視する必要がないのかと思うのですが、どうでしょうか。

○総務部参事

委員がおっしゃったように、やはり、平常値の状況を押さえることが先決なのです。その平常値を押さえた上で、これから測定する場合の測定値と比較するというのが第一であります。今、測定に向けて動いているのですけれども、やはり基準になる数値がないのかということで、道にも聞いてまいりましたが、やはり現段階ではそういったものはないということでした。ただ、現行の中で、国は文部科学省が札幌市において、それから道も各総合振興

局、あるいは観光地などでも測定しておりますけれども、その数値の中では異常はないというような話も聞いております。

ただ、やはり一つの目安というようなこともいろいろ考えてみたのです。一般公衆が年間受ける放射線量は 1 ミリシーベルトというのが一つの目安なのですが、それを単純に 1 日に、あるいは時間に割り返していくとはなかなかいかないのです。理由としましては、私どもが生活している中で、屋内あるいは屋外にいて、一定の時間、例えば 24 時間のうち 8 時間が屋内に、あるいは家に 16 時間いると、そういったようなこともありますし、また、常に放射線というのは自然に浴びているものですから、そういったいろいろなものがございまして、これ以上放射線を受けたら危ないという、そういう数値はなかなか今の段階では出せないということです。

今後、測定に向けて、まだこれから導入まで相当時間がありますので、その中で国から測定基準が出れば、先行して測定している道などとも相談しながら、そういったものも公表できるものであれば公表して、一般の方にわかりやすいような取扱いをしてまいりたいと考えております。

○佐々木（茂）委員

統一性がないということだけわかりました。この件については、基準がマイクロシーベルトなどいろいろな単位のものが出て、どれがどうだというのが、今の説明でもわかりますように理解できないというふうに思います。

◎入札について

次に、大型建築工事の不自然落札ということで、過日、新聞報道がありました。札幌市は 4 パーセントにとどまり、道発注の石狩・後志管内では 71 パーセントと際立つという報道がされまして、これはあくまでも 1 億円以上の建築工事という条件の下での新聞発表でございますが、土木に関連して、本市においてはどのような形で入札を行っているのか、入札の概要についてお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

本市の入札につきましては、基本的には条件付き一般競争入札という方式を導入しております。条件というのは、その会社が持っている経営審査事項という、会社の規模の点数に小樽市の工事成績を付加した点数、総合審査評点というものに登録業者にございまして、その点数で、工事の規模によって何点以上何点以下の業者はその入札に参加できますという公告を出します。そのほか本市に本社があることとか、例えば土木工事であれば本市の工種「土木」に登録があることとか、そういう条件を公告で出します。それに基づき参加する、参加しないはその業者の意思ですので、入札に付する事項ということで、その案件の内訳書なりを見まして、積算をして、入札に参加してくるということになります。入札も郵便入札という形でやっていますので、開札するまでは、当日になるまでこの業者が応札してくるかわからない、そういう意味では、談合を防止するという意味合いの入札方式をとっております。

○佐々木（茂）委員

例えば最低制限価格と 1 万円以内の僅少差で落札されたということがあったものですから、本市は最近の事例でそういうことがなかったのかどうか、お答えできるのかどうかわかりませんが、お願いをいたします。

○（財政）契約管財課長

土木工事に関しましては、ある程度のクラスのゾーンでは、かなり最低制限価格をねらった競争をしている業種があります。その辺の入札状況では、1 万円といわず、何千円以内とか何百円以内の中での最低制限価格に近い、若しくはぴったりというケースもございます。そういうような入札結果もございますし、例えば建築であれば 90 パーセント以上とか、高いゾーンでの落札率というゾーンもあります。質問にありました、1 万円以内というものは本市においても十分あります。

○佐々木（茂）委員

◎学校規模に関する基準について

次に、学校規模に関する基準についてお尋ねをいたします。

先日、都道府県教育委員会の調査ということで、教員が小学校の 35 人学級へ充てられて、加配教員の裁量が狭まるという影響があると新聞報道がされました。そうしましたら、今朝の新聞で、さらに 35 人学級が中学校 3 年生までということで、文部科学省が改正案に明記して検討したと報道がありました。質問をするのにいろいろと考えておりましたら、状況が一夜にして変わったという思いで今朝この新聞を見たのですが、実は小学校 1 年生のみが対象で 40 人学級から 35 人学級へと引き下げられ、学校規模に関する基準が 30 年ぶりで引き下げられたということなのですが、先ほど前段で触れましたように、この基準の引下げ予定といいますが、なった場合どういう影響があるのかお答えください。

○（教育）学校教育課長

35 人学級になった場合の話につきましては、まだ具体的な内容が国から示されておりませんので、具体的な話は申し上げられませんが、35 人学級になること自体に弊害はないものと考えています。ただ、少人数学級の加配の関係ですとか、当然 35 人学級になりますと学級数が増えますので、教員の数も増えるという部分での配置に対する課題ということが一つは考えられるかと思っております。

○佐々木（茂）委員

学級数が増えて教員が増えないということでよろしいのですか。

○教育部長

教員の定数の関係でございますけれども、義務標準法という法律がございますので、それに基づき、学級に対する教員の標準数というのが示されます。それに基づいて、各都道府県において編制基準というのを設けて、その中で学級数に応じた教職員の配置定数を決めているというような状況でございます。その中で、国では標準に基づく教員の枠と、それとは別に都道府県である程度の裁量といいますか、独自で使える枠というのも配分がございます。そういった中で、各都道府県においては、いわゆる T T とか、あるいはいろいろな形で教員の配置制度を設けております。北海道でもこの T T という制度を使って、加配の枠を別枠でつくっているということでございますけれども、先ほど学校教育課長が申ししたのは、その独自裁量の部分の T T が逆に縮小する懸念があると、そういったところを申したということでございます。

○佐々木（茂）委員

まだ文部科学省が方針を示されたということだけでございますので、40 人学級から 35 人学級に引き下げられたことによって、これからまたいろいろなことが出てきて、対応に努められるのだと思います。

◎教員の防災講習について

次に、教職員の防災講習ということでお伺いをいたします。

文部科学省の有識者会議が、全教職員に防災講習をさせるという提言をされたようでございます。東日本大震災を受けて、学校の防災教育や防災管理体制の見直しを話し合っている文部科学省の有識者会議が 8 月 26 日、中間とりまとめの素案を公表したという中で、避難所となった学校では、避難所開設や住民への対応に教職員が追われることになるのだけれども、教職員の不在時などを想定して、地域住民がみずから避難所を開設、運営できるように、日ごろから防災訓練に参加する必要があるということを訴えたということなのです。ですから、教職員も防災講習に積極的に参加して、やはりすべての教職員が防災教育の内容を学ぶことを検討するように提言したということでもありますけれども、現在この講習を受ける前において、本市における現状、今後の取組について、どういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○（教育）総務管理課長

北海道校長会等の文教予算予算要望について北海道教育委員会が回答した中でも、学校や地域の実情に応じた安全教育や地域ぐるみで子供の見守り体制の整備などに努めるということで、特に防災教育の充実を図るため、北海

道はこれから全道防災教育研究フォーラムを開催するというごさいます。このフォーラムの中で成果や提言が示されていくと思いますので、市教委としても参考にしながら、積極的に取り入れていきたいと考えております。

○佐々木（茂）委員

まだそういった防災講習はないけれども、積極的に取組をされるということですから、これは終わります。

◎文教施設の防災対策について

次に、文教施設の防災対策ということでお伺いいたします。

これも防災との関連でございすけれども、台風や集中豪雨、また地震、噴火などの自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害情報の収集に努めるとともに、児童・生徒や教職員などの安全確保、被害増大や2次災害の防止策などの措置を講じるよう教育委員会に依頼したと、文部科学白書にこのような記述がございす。この点で、教育委員会には何らかの通知が来ているのかどうか、まずお伺いいたします。

○（教育）総務管理課長

通知という形では来ておりません。

○佐々木（茂）委員

通知がなければ依頼をされたとか、そういった形跡はありませんか。

○教育部長

一つ一つの通知文については記憶がございせんけれども、文部科学省あるいは道教委から、いろいろな形で周知あるいは通知といったものはたくさん来てございす。

○佐々木（茂）委員

日常に携わる教職員の御苦勞などがうかがわれるわけでございまして、私としては、どういう形で学校がそういうことに取り組んでいるのか確認をさせていただきました。

◎学校施設のバリアフリー化について

学校施設のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

学校施設で、例えば高齢者や障害者等の移動の円滑化とか、もちろん学校施設ですから、児童・生徒が支障なく学校生活を送るために、スロープや障害者トイレ、エレベータ、そのほかバリアフリー化に関する設備について、本市としてはどのような取組で解決をされているのか、お伺いをいたします。

○（教育）総務管理課長

肢体不自由児の児童・生徒の状況に応じまして、その都度トイレの改修、スロープの設置などを行っております。場合によっては階段昇降機をつけるといったことで対応しております。

○佐々木（茂）委員

◎余裕教室の活用について

次に、余裕教室の活用についてお伺いをいたします。

この余裕教室ということはどういうことを言っているのか、お聞かせください。

○（教育）総務管理課長

現在のところ、各学校に余裕教室はございせん。各学校におきましては、空き教室というか、教室があいた場合にプレールームや多目的活用、それからランチルーム、また放課後児童クラブの教室として活用しているところとございすので、余裕教室というようなものではございせん。

○佐々木（茂）委員

余裕教室というと定義が違うのかもわかりせんけれども、私が考えているのは、いわゆるふだん授業その他で使って余っているものというのも余裕だと思ふのですが、教育委員会としては、廃校や余裕教室があった場合、例えば国庫補助事業が完了して10年以上経過した学校の余裕教室があった場合について、例えば保育所への転用をす

るなど、そういった形はあり得るのかということをお尋ねしたかったのでございます。

○（総務）企画政策室長

適正配置後の使い道といいますか、そういう御質問かと思うのですが、基本的に学校跡地利用につきましては、いろいろバリエーションはあると思いますけれども、委員のおっしゃる例えば保育所ということも選択肢の一つではないかと思われます。

○佐々木（茂）委員

廃校などで学校の跡地利用となると、所管が教育部から総務部に移るということで、企画政策室長が答弁を下さいまして、今後、適正配置などで廃校となった後はいろいろなバリエーションを考えていただいて、例えばコミュニティセンター、今申し上げた保育所としての活用など、いろいろなことが考えられるのだと思います。そういった場合については、なお一層のお考えおきをいただければと思います。

◎小・中学校のトイレの洋式化について

それから次に、小・中学校について、洋式トイレの設置が事業としてされていたと思うのですが、この設置状況の経過はどのようになっているのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

平成 21 年度から 22 年度、また今年度にかけて、各小・中学校における各フロアのトイレにつきましては、男女それぞれ 1 個ずつ整備しているところでございます。また、耐震化や大規模改修工事の際には、全トイレの洋式化を進めているところでございます。

○佐々木（茂）委員

今、小・中学校合わせて 41 校ありますが、中学校は何校あって何校終わったと、そういうお答えをいただきましたかっただけです。

○（教育）総務管理課長

具体的に何校というよりも、全校につきましては、既に各フロアに洋式トイレを男女それぞれ 1 個ずつは設置しております。

○佐々木（茂）委員

今、課長からお答えいただきましたが、全小・中学校について、いろいろな形で全部終わりましたということの理解でよろしいんですね。

○教育部長

全部のいわゆる個室が完了したということではなく、最低各フロアに男女 1 ブースずつについてはすべて完了し、あわせて大規模改修の際には全個室を洋式化するという方針で今取り組んでございます。

○佐々木（茂）委員

とりあえず男女一つずつ各フロアに設置は終わったということで、最近の家庭は和式トイレではなくて、学校で用を足さないという子供が出てきたということを開くものですから、このトイレ問題についてはちょっと悩ましい問題かもしれませんが、あえてお伺いしたところでございます。

○佐々木（茂）委員

◎共同調理場新設後の委託料について

最後に、共同調理場の新設後の委託料についてお伺いいたします。

新共同調理場の整備方針（案）というものが出されて、そのような形で進むのだということがわかったところでございますけれども、今までオタモイ、新光に共同調理場があって、調理等業務を委託されております。

新共同調理場については、まだ図面もできていない状態ですから、試算が難しいのかなと思いますけれども、いろいろな形に対応することによって、バリエーションが多くなることで、例えば人数や委託料の試算についてはど

のような形でとらえられているのでしょうか。委託する形が多くなって、例えば今オタモイ共同調理場が約 4,000 万円、新光共同調理場が約 8,200 万円という形で推移しておりますけれども、新調理場における委託料について試算していればお答えください。

○（教育）学校給食課長

新しい施設の関係につきましては、先月下旬から設計の協議に入った段階でございます。2 か所の施設をこのたび 1 か所に統合するという面がありますので、業務委託料のうち、管理費的な要素の部分は軽減が図られるというふうにも思っておりますが、場内の調理機械の配置台数でありますとか、洗浄・消毒・保管のシステムなど、まだ設計段階での検討を行っている状況でございます。業務委託料では人件費要素が大変大きな部分になっておりますが、そうした機械への張りつけ人員などの積算もまだできておらず、現時点ではお示しをできませんので、御理解願いたいと考えております。

○佐々木（茂）委員

では、この件について、いつの議会で具体的にある程度の方針が示されるのかお伺いをいたします。

○（教育）学校給食課長

第 2 回定例会で、設計委託費の予算をお認めいただきました。そして、施設の基本的な骨格について、今申し上げたとおり、建設部も含めて協議を行っております。この後でございますけれども、施設の建設は次年度、平成 24 年度に行いたいと考えておまして、来る新年度予算にその建設費を計上していきたいという考え方でおります。その際、今、御質問のございました基本的な施設のありようといいますか、そういったものは、あわせてまた報告を申し上げていきたいと思っております。

○上野委員

◎教員の研修講座について

まず、一般質問でお伺いしました学力向上について、質問させていただきます。

教育長の御答弁の中で、学力向上については、夏休みを踏まえ、現在まで実践的な 13 の研修講座を開設したということですが、具体的にどのような講座を開設されたのかお示してください。

○（教育）指導室主幹

学力向上にかかわって、教員研修についての御質問でございますが、13 の講座の中には学級経営にかかわること等がございまして、学力向上にはやはり授業改善が重要という認識に立ちまして、直接授業改善に結びつく講座として 2 点ほど話をさせていただきたいと思います。

1 点は、「学習評価研修講座」というのを開設いたしました。教員 33 名に参加していただきました。その中で、授業についての中身のことで話をさせていただきますが、授業については、子供たちが本当にわかったのかどうかという評価を、教員が常に考えながら授業していかなければ、教員が単に自分のペースで授業を進めて、子供たちが何もわからないという、そういう授業になりかねないことから、学習の中の評価というのが大変重要であると言われております。内容につきましては、国語や算数の具体的な授業のやり方ということを取り上げながら進めていった講座でございます。受講者の感想についても聞いております。中には、評価についてあいまいだったけれども、評価の基準を明確にすることで、具体的な子供の学ぶ姿が見取ることができて、客観的な評価ができるようになりましたという感想などをいただいております。

もう一点は、「これからの学習指導」というタイトルをつけております。33 名の教員に参加をしていただきました。これにつきましては、具体的にやはり目標というか、ねらいというものを明確にして授業をしなければ、子供たちが何を学ぶのかがはっきりしないということで、ねらいを明確にした授業が大切であるということを教員にお伝えする講座でございました。教員からも、自分自身の中に課題があった、ねらいを明確にした授業、子供像を具

体化して授業するということの大切さがわかったとの声がありました。

それから、「授業づくりの演習」というのも行っております。具体的に言いますと指導案づくりです。演習中心の講座だということで、非常に授業づくりの視点が明確になったというような感想をいただいております。

実は昨日、その学習指導の講座を基に、市内の小学校におきまして、座学だけではなくて、実際に授業でやらどうかというのを検証する意味で研究授業をしていただきまして、それを基に教員が研究協議をするという講座を設けております。今後も授業改善にかかわる講座については、連続講座として取り上げていく予定になっております。

○上野委員

二つほど授業改善にかかわる講座が開かれたということで、ともに 33 名の出席者がおられたということですが、この授業改善にかかわる講座は、小・中学校含めて全学年対象のものなのか、それとも特定の学年が対象の講座だったのかをお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

学習指導については、小・中学校問わず、やはり授業づくりというものについては、学年が違って、もちろん発達段階を押さえていかなければなりません、共通するものというのは、先ほども答弁しましたが、一体どういうねらいを持って教員が授業をしているのか、それが子供たちにきちんと伝わっているかどうかを確かめながら授業していくということが大事であることから、どの学年にということではなく、小学校も中学校も、どちらの教員に参加いただいても参考になるという講座をつくっております。

また、授業そのもののやり方については、やはり小・中学校それぞれの専門性ということもありますので、今回は小学校で授業を見たけれども、次回については中学校の授業の公開というような形で、それぞれ小・中学校の教員、各学年、各教科にまたがっても共通した授業改善となるように講座を工夫してやっております。

○上野委員

今二つの講座に関しては、対象学年は特にないということで、小・中学校全学年を対象にということだったのですけれども、そうなりますと出席者が 33 名というのは、非常に少ないという印象を受けるのですが、具体的に出席者は対象となる教員のうち、どれぐらいの割合になるのでしょうか。

○（教育）指導室長

割合ということでございますけれども、全教員が市内 850 名ぐらいいますので、それで 33 名ですから、かなり少ない割合ではございます。ただ、火曜日、また夏休み中に研修をやっているというのもあるのですけれども、年間を通じて 44 の講座がありますので、すべてに全員が出るということもまた不可能ですし、できるだけ参加していただくようには案内しているのですけれども、なかなか学校の授業で出られないとか、さまざまなことがございますので、今後、参加を促してまいりたいと思います。

○上野委員

大変有意義な講座をされているようでありまして、実際にそれを公開授業などで研修しているのはいいことなのですが、実際に参加者が非常に少ないというのが根本的な問題でありまして、850 名ぐらいの対象教員がいながら、たった 33 名しか参加しなければ、学力向上にはまだまだ取り組む余地があるのではないかと思います。せっかくいい講座をされているので、これからも進めていくということでもありますので、より参加を促して、そしてより充実した内容にしていかなければ、市内全体の学力向上というのは図れないのではないかと思いますので、今後、当然今おっしゃられたことをさらに検証して、さらに増員をして、そしてその経過報告を今後もしていただきたいと思います。

◎学力テストの公表について

もう一点、学力テストの公表についての質問をさせていただきたいと思います。

今月 27 日に全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査が行われるということで、この学力テストを踏まえ、どのような結果の公表をしていただけるかと一般質問をさせていただきました。一般質問の中では昨年度は概要ということで公表したが、今年度はこれを下回らない程度で考えているというような答弁をいただいたのですけれども、なかなか難しいとは思いますが、より具体的なものがございましたら、市教委としてはこういうような公表を踏まえていきたいという思いをお聞かせください。

○（教育）指導室長

委員が今おっしゃいましたとおり、この調査につきましては、今年度、北海道が全国学力・学習状況調査の問題を活用して行うということで、9 月 27 日に行うことになりました。これに向けて、その結果の公表につきましては、一般質問の答弁と重なる部分がございますが、まだ道教委から具体的なものは示されておりません。ただ、教育委員会として具体的に言いますと、昨年度は概要として公表いたしました。それ以前と比べますと、例えば各教科における全道の平均正答率との関係ということで、これをほぼ同様という言葉であれば、今までも使っていましたけれども、具体的にそれがプラスマイナス 3 パーセント未満の場合というような表記ということで、より当市の子供たちの状況や授業改善に向けた取組を進める上で、このことが必要だと判断しまして、そのような公表に努めているところです。

今年度につきましても、この後さまざまな他市の状況等も踏まえて、教育委員会の中で検討してまいりたいと思いますので、今言ったような部分のことを教育長が察して、昨年度を下回らないというような表現をさせていただいたところでございます。

○上野委員

これも一般質問の中で申し上げたのですけれども、前回の平成 22 年度の概要に関しては、全道と本市を比べるところまではいっているのかどうかのかわかりませんが、評価はある一定程度は出ているのですが、申し上げたいのは、市内の学校間で、校名がわからないようにして、どれぐらいの差があるのか、これは競争原理を生み出すのではなくて、やはり同じ市内でありながら、学力にどれぐらい差が出てるのかという部分を分析しなければ、小樽の教育水準は当然上がっていかないと思うのです。道教育長が、平成 26 年度までには学力を全国平均以上に持っていくと、前向きに議会の中で述べておりますので、市教委としても、後ろ向きな方針は出さないと思いますが、やはり学校間の学力差というものが埋まっていくような統計も出るべきではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃったとおり、本市の子供たちの学力向上については、本当に改善していかなければならないと思っております。ただ、公表につきましては非常に難しい部分でございます。これまでもこの調査のねらいの中に、やはり序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮するとあります。そのことが、今、委員がおっしゃった部分とどのように関係があるかということとを十分協議していかなければならないと思っております。

○上野委員

学力テストがすぐ行われますから、ぜひ御協議いただいて、結果の公表は当然今年度中になされるわけでありますので、その中でどういう過程で公表がなされていくのか、今後お示しされればと思います。

公表ということでは、先ほどの研修もそうなのですが、もしホームページ等でどのような教員研修がなされたのか、どれだけ教員が勉強されて、それが学校の教育に反映されているのかというのがわかるような、そういう公表もなされればと思います。これは要望でございます。

◎新共同調理場における地産地消の推進について

もう一点、新共同調理場についてお尋ねします。

新しく共同調理場ができるということで、今までとは当然設備が現代的なものになりまして、そしていろいろ食

材を使った新しいメニューが増えてくるであろうと、方針（案）の中にもそのようなことが書いてございました。その中で魚について書いておりまして、魚の良好な加工の状態や安定した数量の供給の確保ができる業者から納入を図って魚の献立をしていくとあります。それと、また、小樽産及び道産食材の拡大を検討するというところで、本定例会で保健所長が食育について御答弁されておりましたけれども、今、地産地消といいまして、身近なところの食材をより多く使って、そして命の大切さ、そして食についての安全性というものが社会的に広がっておりますけれども、その点を踏まえてどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

今、御質問のございました地産地消の推進という点でございますけれども、方針（案）の中では、5 ページにございます項目の 3 の④に、小樽産及び道産食材の拡大を検討しますということで記載をしております。現状の共同調理場におきましては、例えば魚の焼き物などの提供につきましては、原材料を搬入する下処理室の問題、それから調理過程で使用する冷蔵設備や焼き物機、そういったものの整備が図られていないこともございまして、直接提供をできず、扱っておりませんけれども、今後の新しい施設におきましては、今申し上げたような機器や、そうした必要なスペースでありますとか、そういった面を含めて整備を行っていきたいと考えており、こうしたことで、小樽産や道産食材の使用という地産地消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員

地産地消に努めていくという御答弁をいただきましたけれども、新共同調理場の具体的な建設に当たって、現在、もし市内業者と話し合いがされている部分があれば、新共同調理場に向かってこういうような加工もしていく、そういうような要望しているなどあれば教えてください。

○（教育）学校給食課長

先ほど委員の御質問の中でも紹介していただきましたけれども、魚の良好な加工状態ですとか、一定の数量の安定供給、そうした面で現在、登録をいただいている指名業者、そういった関係での冷凍業者などにも一部視察などを行わせていただいております。

それからまた、漁協などの団体の関係につきましては、産業港湾部など関係部と連携を図りながら、今後また同様に視察及び協議等を進めてまいりたいと思っている現況でございます。

○上野委員

前向きな御検討ありがとうございます。ぜひとも地産地消、そして食育の面から小樽の食材を使っていく、ということで子供の郷土愛にもつながってまいりますし、また市内業者の方々もそういう思いを持って加工等にも努めていくと思いますので、ぜひとも地産地消、小樽産のものを使っていただくよう、そして子供たちにはより多くのメニューが提供できるよう、これからも御検討くださいますようお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎エリアメールについて

初めに、第 2 回定例会で、緊急速報のエリアメールについてはぜひ取り入れてほしいという話をして、タイミングよく N T T から話があるので話を進めるという答弁をいただいたのですが、今回、10 月上旬から配信できるように準備を進めるという御報告をいただきました。

その上で何点か詳細について伺いたいのですが、このエリアメール、まずは前回も言いましたけれども、登録は必要なくて、全市の N T T ドコモの携帯電話を持っている方には配信されるという認識でいます。また、例えばマナーモードにされている場合ですとか、電源を切っている場合というのはどういう対応をされますか。

○（総務）杉本主幹

N T T ドコモのエリアメールについてはいわゆる強制配信、優先的に強制的に配信されて、通常受信している状態と違う音声等で知らされるということなのですが、今、委員の御質問にあったマナーモードの際の対応についてはまだ確認がとれておりませんので、後ほど N T T に確認をとりたいと思います。

それと、受信にあたり個人の登録は不要です。通常、現在の携帯電話につきましては、出荷された状態、いわゆるそれぞれの個人に渡された状態では、エリアメールを受信できる状態になっているということで確認をしております。

○秋元委員

3 年ぐらい前のエリアメールの資料ですと、テキスト文書で文字のみが配信されるということで、普通の一般的なメールですと i モードセンターとかで保存されますけれども、エリアメールについては、災害情報や避難情報については再送されるということなのですが、この再送の回数はいくつまでいいのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

再送回数につきましては、先ほど申し上げたように優先的に配信されるということなのですが、再送の回数まではまだ確認しておりません。

○秋元委員

500 文字ぐらいの文章をつくって配信されると思うのですが、この文章というのはあらかじめ何種類か設定されていて、配信する準備がされているのか、また、配信するには、市から N T T にこういうメールを流してくださいということで、データセンターなどに行って、そこから配信されますけれども、配信の指示、文章の指示などというのは、どなたがどういうタイミングですという決まりはありますか。

○（総務）杉本主幹

これにつきましては、エリアメールの最終的な申込みのときに、送信側のパソコン、通常はパソコンを利用いたしますけれども、そのクライアントをこのパソコンから送るという指定が必要になります。当然セキュリティの問題がありますので、ほかからの配信が間違えて誤用されることがないようにする必要があります。

現在、準備を進めている段階では、災害対策本部等が設置された場合に、防災担当の特定のパソコンから送信するという前提で N T T と打合わせをしております。

○秋元委員

指定するパソコンは 1 台ですか。

○（総務）杉本主幹

2 台を考えております。

○秋元委員

ぜひ検討していただきたいのは、昨日、我が党の高橋議員も、本庁舎の耐震化のことについて触れていたと思うのですが、そういう大きな地震があったときに、この本庁舎は耐震についても厳しい状況ですから、実際そ

ということが起こった場合に、エリアメールを配信可能な 2 台のパソコンを、今は防災担当に保管されているのでしようけれども、一体どこに保管するのかということです。

あとは実際このエリアメールについて、ある高齢の方といろいろと懇談する折に、こういうことが小樽市で行われますよという話をしたときに、着信音を聞いていただいたところ、ふだん聞きなれない音なので非常にびっくりするというようなお話をされていたのですが、以前にも要望しましたがけれども、10 月に配信可能になって、テストはどういう段階でされる予定なのか伺います。

○（総務）杉本主幹

テストにつきましては、エリアメールセンターと市の回線が使用できる状況になった段階で、テストの時期、内容について、さらに N T T ドコモと詰めたいと思います。テストするときには、やはりエリア全部に一度テストメールが配信されるものですから、そのところについては慎重に対応したいと考えています。

○秋元委員

恐らくいろいろ N T T と協議されたと思うのですがけれども、調べてみると、このエリアメールというのはいろいろなシステムと連動できるということで、例えば職員にしか配信されないメールも一緒に設定できたり、あと消防庁の J - A L E R T という全国瞬時警報システムと連動できるというような話もあるのですがけれども、以前防災無線などのことでも質問しましたがけれども、今後そういうものとも連動できるというようなものもありまして、将来的にそういう段階的に進んでいく上で、いろいろなシステムとの連携というのを現段階で考えられているというのはありますか。

○（総務）杉本主幹

今、委員からお話があったように、本市は J - A L E R T についても導入済みになっています。ただ、J - A L E R T で受信してから、その先のいわゆる自動起動のシステムにつきましては、自動起動先の配信システムの状況によりますので、それについては今後どのシステムでの配信方法がいいのかということも含めて検討、取り組んでいきたいと思います。

○秋元委員

◎被災者支援システムの進行状況について

続いて、これも前定例会で質問させていただきました被災者支援システムの進行状況について、前定例会の時点では準備段階ということでしたが、現段階でどの程度まで進んでいるのか、また何か新たな課題ですとか、例えば本庁舎だけではなくて、どこまでの避難所で対応できるような形を考えているのか、その辺についてもお示しいただけますか。

○（総務）杉本主幹

現在の被災者支援システムの進捗状況でございますけれども、現在情報システム課でシステムセンターからソフトウエアの提供を受けまして、システム構築の作業を行っております。ただ、システム起動の際にふぐあいが生じたため、サポートセンターのシステム開発担当者と連絡をとりながら、調整を行っているところです。どうも使用している L i n u x とのふぐあいではなかろうかと考えているところです。

それと、通信側の系統なのですが、実際に被災者支援システムが一番効果を発揮できるのはやはり避難者の情報を集計できるところ、初動の段階ではそこだと思います。現在では各学校が主に避難所となっておりますけれども、避難所との通信体系が現在ではまだ整備されていないところです。しかし、この被災者支援システムを使用する際には、ぜひそこも含めて、各避難所とも連動できるようなシステム構築を最終的には目指していきたいと考えております。

○秋元委員

そこで、大まかなところで構わないのですが、例えば L A N 構築のための予算というのは、現段階ではど

のぐらいを考えていますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

LAN構築の予算につきましては、当初システム課である程度計画中だということで聞いていたのですが、実際に具体的なところまで話が進まなかったように聞いております。ですから、防災担当のほうで、今まだ予算が幾らという段階までは来ておりません。

○秋元委員

◎中学校の武道の授業について

続きまして、中学校のクラブ活動等について伺いたいのですが、第2回定例会でも各委員から質問があったのですが、平成24年度から武道の必修化が中学校で行われるということで、調べましたらダンスも必修化されるということで、非常に驚いていたところです。

まず武道について、文部科学省では武道場の整備について緊急5か年計画ということで、2分の1の補助があるということです。武道場というのは、あまり現実的ではないと思ったのですが、調べたら全国で47パーセントぐらいの中学校に整備がされているということで、本市では聞いたことがないのですが、武道場が整備されている学校というのはあるのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

武道場の整備はございません。

○秋元委員

武道は24年度から実施されますけれども、これから統廃合等ともかかわり合ってくるかと思いますが、武道場の整備などを考えているのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

学校施設として、整備は今のところ考えておりません。

○秋元委員

前定例会での答弁では、マットのようなものを体育館に敷いてやる、また、それほど投げたりしないという話でしたが、私は柔道をやっていなかったもので、柔道をやっている方にいろいろと話を聞くと、非常に危ないということでした。文部科学省の資料でも、体育館を使う場合に非常に危険があるのではないかとということで、例えば畳というか、マットがずれたりすることで危険性がある、また、実際の授業時間内でやるべきことが準備や後片づけなど用意の時間にかかって、充実した内容にはならないのではないかと、という報告がありましたけれども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○（教育）総務管理課長

畳の場合、置く場所にも困りますし、その管理で大変危険な部分もかなりございますので、それでマットをどうかということで設定したわけです。マットは1メートル四方で一つ約5キログラムですので、各生徒が一つずつ持って、またジョイント式というのですか、かみ合わせて使いますので、ずれないようにしています。畳の場合は、下にずれないシートを敷いたり枠をつけたらしなければ、やっているうちにばらばらになってしまいます。そういうことで、今回ジョイント式柔道マットを整備しようかということです。

○秋元委員

そこで、先ほども言ったのですが、実際柔道をやられている方からしてみればちょっと信じられないということなのですが、以前もどなたかが質問していたと思いますけれども、柔道の指導者の確保についてはどうふうにされるのでしょうか。

○（教育）指導室長

柔道につきましては、御心配のようにけがなど、いろいろな面があるということで、十分認識しているところで

す。それで、現在、小樽柔道会の方、また各校の体育で実際に柔道を指導する教員を集めて、どういうことに気をつけていったらいいのかということについて、これは全日本柔道連盟から出ているテキストなどもございますし、また私どもでDVDなども編集しましたので、そのようなものを使いながら、十分安全に気をつけた取組になるように、実技講習会もこの後予定をしながら進めさせていただきたいと思っています。

○秋元委員

実技講習会というのは教員に対する実技講習会ということで、実際例えば柔道会の方などが来て指導するような場面というものはあるのですか。

○（教育）指導室長

学校にしてみれば外部講師ということになりますけれども、そのような方々の活用等についても十分考えていきたいと思っております。ですので、今回の講習会につきましても、今後その話し合いをしていくことになっていますが、そういう専門家の御指導をいただければと思っております。

○秋元委員

先ほど言われた必要なマットなど備品の費用というのはどのぐらいかかるのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

マットを 14 校分そろえますと 1,600 万円ほどになります。

○秋元委員

結構高額だと思ったのですが、ただやはり安全重視で行っていただきたいと思うのと、私も子供が中学生ですので、ほかのPTAの方と話すと、やはり柔道着の出費ですとか、安全面についての不安ということを非常によく聞きますので、その辺も十分配慮していただきたいと思います。

柔道着は上だけを購入していただくのですか、上下購入していただくのですか。この 1 人分の予算などもわかりましたらお示ください。

○（教育）総務管理課長

今のところ考えているのは、教職員 1 校当たり 2 着分を用意しております。

○秋元委員

生徒の分です。

○（教育）総務管理課長

生徒につきましては、現在、どういった用意が必要かということを検討しているところです。

○秋元委員

たしか前定例会では、柔道着は上だけで、下がジャージでもいいというような答弁で伺っていたのですけれども、これは一回白紙になったというか、そうではないということでもいいのですか。

○（教育）指導室長

各学校で今後カリキュラムを組んでいきますので、その指導内容については、委員がおっしゃったように、例えば柔道着の上だけで可能な場面というのものもあるかと思いますが、逆にそれが安全面で非常に問題があるということであれば、それはまた考えなければいけませんし、取り組む内容によっても変わってくると思うのですけれども、保護者にどのように負担していただくか、来年度に向けてどういうふうに入、準備するかということについては、それぞれの学校で考えているところでございます。市教委としてどうこうというのは、なかなか難しいかと思うのです。

○秋元委員

それぞれの学校によって違うのですか。私が柔道をやっている方から聞いた話によりますと、下がジャージでは危ないとのことでした。やはり上下柔道着でないといけない中で、ある学校は両方そろえている、ある学校では

下はジャージでもいいという、そういうのもまた問題なのではないかと思えますけれども、それはどうでしょうか。

○（教育）指導室長

基本的に行うカリキュラムというのは、大体の形というのは示されております。それに基づく、やはり柔道着はどうしても必要になってくると思います。ただ、導入段階とか学年によって1年生の段階だとか、そういうときに上だけということも今まで恐らくあったと思うのですが、そういうことも含めて、今後、研修会も行いますので、やはり上下とも柔道着が絶対必要だと、またそういう必要なものになるような内容について、十分検討していきたいというふうに思っています。

○秋元委員

わかりました。平成 24 年度から全中学校、全国で実施されるということですので、ぜひ安全面に配慮して、また経済的にもしっかり考慮していただきたいと思います。

◎中学校のダンスの授業について

続いて、これも同じく 24 年度から行われますダンスについてなのですが、私が中学生のときには、たしか女子がジャージを着て創作ダンスをやっていた記憶はあるのですが、男子がダンスをしたという覚えはなかったので非常に驚いたのですが、これは男女ともにダンスをするということでもいいのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

24 年度から中学校の保健体育科において行われますダンス領域の御質問でございますが、創作ダンス、フォークダンス、それから現代的なリズムのダンス、この中から一、二年で選択して実施するという部分での必修ということになっておりますので、男女とも柔道と同じように実施するという形になります。

○秋元委員

選択というのは学校が選択するということでもいいですね。

○（教育）指導室主幹

それぞれの学校で教育課程を組みますので、学校でそれぞれ種目を選択して実施するという形になります。

○秋元委員

そこで、先ほどの柔道の件でもそうなのですが、やはり指導者といいますが、どのように確保したり育成したりするのかと思うのです。24 年度というともうすぐ始まるわけですが、例えば指導員についての検討などの協議をされているのか、また、どういった方々や団体とこういう指導の交渉といいますが、議論されているのか、進められていましたらお知らせいただけますか。

○（教育）指導室主幹

ダンス領域におけます指導者の件でございますけれども、これまでもダンスについては選択という形で実施している学校もございますので、教員によってはダンスの指導をされてきたという方もおられます。このたび必修という形で全中学校でやることについて、それぞれダンス経験のある方、ない方いろいろいらっしゃると思いますが、現段階で外部指導者を実績として使っている学校は、中学校で1校だけございます。やはり専門家の方に入ってきていただきまして、専門的な見地から御指導いただくということ、それから地域の人材を活用することについては、非常に教育的な効果が多いというふうにも考えられます。それぞれ学校での取組ということになりますが、そのような観点で学校ではやっていきたいと思えます。

○秋元委員

そもそも論といいますが、このダンス授業が全中学校で必修化されるというねらいといいますが、目的というのはそもそもどういうものがあるのでしょうか。

○（教育）指導室長

道教委から文書が来ているのですが、ダンスは仲間とともに感情を込めて踊ったり、イメージをとらえて

自己を表現したりすることを楽しさ、喜びを味わうことができると、そういうとらえの中で、これまでも恐らくフォークダンスなどに取り組んできたと思います。また、この中身につきましては、フォークダンス、創作ダンス、そして現代的なリズムのダンスという三つなのですけれども、地域性によっては、それ以外のダンスについてもいいということになっていますので、郷土芸能だとか、さまざまな踊りという部分でのとらえかと思っております。

○秋元委員

全国的にはもう既に取り入れている学校があるようではございますけれども、講師の影響と言ったらおかしいですけども、指導力といいますか、こういうものによって非常に成果が上がっているというような報告も文部科学省のホームページ等にも載っておりました。否定するものではないのですけれども、どのように進めていくのかということで質問させていただいたのですが、ぜひそのねらい、目的どおりに中学生が楽しんでいただければと思います。

◎中学校のクラブ活動について

先ほど来、学力の低下という話がありまして、本市の大きな問題の一つだと感じておりますけれども、体力の低下についても非常に危惧をするといいますか、考える部分があるのです。中学生の人数が減る中で、学校統廃合等に伴って、例えば自分がやりたいクラブがないから、クラブがあるほかの学校に転校したいというようなことで、非常に人数が減っているというような話も聞く中で、指導者等の人材不足という部分も非常に危惧しているところなのですけれども、中学校 17 校、その学校によってばらばらだとは思いますが、現状で大まかにクラブ活動というのはどのような状況なのでしょう。私の子供が通っている学校には、自分がやりたいクラブ活動がなく、ほかのクラブ活動をやっている生徒もいるのですけれども、例えばそれが原因でほかの学校に転校したいというような話というのは、どれほどたくさんあるのでしょうか。クラブ活動に限って言えばどのような状況なのでしょう。

○（教育）指導室長

まず、クラブの加入状況ということで話させていただきたいと思います。

すべての学校で部活動が行われているということで、加入率は平成 22 年度で 80.2 パーセントです。23 年度につきましては、77.7 パーセントという状況になっております。その中身につきましては、運動系と文化系というふうに分かれているのですけれども、大体そのぐらいの割合の生徒が部活動に参加しているところでございます。

○（教育）学校教育課長

委員がおっしゃられた部活動がなく学校をかえたいという話ですけれども、今年の新 1 年生に限って話しますと、部活動がなく学校をかえたという人数が 45 名ほどです。

○秋元委員

先ほど、22 年度の加入率が 80.2 パーセント、23 年度が 77.7 パーセントということで、減少の理由にはさまざまあると思うのですが、私がよく聞くのは、指導する、教えられる教職員がいなくて部活動ができないというような原因も一つあるというふうに伺っているのですけれども、例えば顧問になったり、指導者になったりするのに資格は要のでしょうか。逆にもし資格がなくても教えられるとすれば、例えばサッカーをやりたいということで校長などと話し合う中で、指導できる教職員はいないけれども、サッカー部をつくろうではないかというのできるというようなケースというのはあるのですか。

○（教育）指導室主幹

各学校での部活についての御質問でございますが、まず指導者ですが、それぞれの学校にすべての競技のエキスパートといいたしでしょうか、指導できる教員がいるということはなかなか現状としてはありません。私も経験があるのですけれども、何もスポーツは取り柄がないのですが、その学校の中で野球部はもともとあるけれども、だれも指導者がいないということは避けなければならないということで、全く野球は無知なのですが、野球部を持って、そして生徒のためにやるということを各学校でやっています。サッカーについても、その他のバスケットボールなどについても、それぞれの学校に伝統ある部活がございますので、そこに赴任した教員については、自分が不得意

であっても引き受けながらやるということをやっています。また、教員の中には、プレーヤーの経験がなくても審判の資格を取って、そして生徒のために指導しているという方もたくさんおられます。このような形で、できるだけ生徒たちのために、教員が自分ではできないものについても頑張って、いろいろ身につけながらやっているというのが現実でございます。

○秋元委員

統廃合が進んでいく中で、将来的には約半分近くまで学校が減るという計画ですけれども、やはり体力の低下という部分を考えれば、充実したクラブ活動がしっかり学校の中でできるというような状況をつくっていただきたいと思うのですが、そういう部分も含めて教育委員会として、現段階でも将来にわたってでも構わないのですけれども、人材確保、人材育成について行われているようなことがありましたらお知らせいただけますか。

○（教育）指導室長

ただいま主幹からも話がありましたが、生徒たちにとって非常に有益で有意義な活動となるように取り組んでいきたいと思うのですけれども、本当にエキスパートばかり集まるわけではありませんで、以前話したことがあるかと思うのですが、やはり地域の人材活用というのは、地域にそれぞれ競技団体もございますし、そういう方々に得意な分野でお力添えいただいて、関係機関と連携を図っていきながら、指導の充実に努めてまいりたいと思っております。

○秋元委員

ぜひ教職員の指導者を育成していただきたいと思います。

○秋元委員

◎中体連の派遣等の旅費について

中学校のクラブ活動をやる中で、例えば全道大会ですとか、後志の各町村などに試合に行くような状況があると思うのですけれども、そういうときに例えば生徒の交通費や宿泊する場合の宿泊費、教員の旅費、宿泊費について、市の補助的なものというのではないのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

中体連の派遣等に係る旅費の関係ですけれども、小樽市中学校体育連盟という組織がございまして、ここ何年かは、そちらに毎年、運営費と補助金を市から 513 万円出しています。それを基に中体連の事業をやっていますけれども、その中に中体連の規約がありまして、例えば生徒が全道大会や全国大会へ行くということになりますと、宿泊費については 1泊 3,000 円を限度に支給していますし、交通費につきましても小樽から開催地までの実費を支給という形で補助は行っています。

それと、全国大会などへ進みますと、そのほかに、いわゆる弁当代ではないですけれども、市の沖津基金青少年スポーツ振興事業がありまして、その中で個人については 8,000 円を限度に、団体についても 4 万 8,000 円を限度に補助を行っています。

それから、教員につきましては、原則、道教委で旅費については支給するという形になっていますので、配分されている予算の中で行うのですけれども、全道大会につきましては一部配当される予算の中では間に合わないので、学校における P T A 会費の中から、教員の遠征費を出していくとか、全国大会につきましては別途道教委のほうから配当予算がつくと、そういうような形で行っております。

○秋元委員

例えば生徒ですとか教員、中には外部の講師といいますか、指導員の方も含まれていると思うのですけれども、実績なんていうのは今わかりますか。

○（教育）指導室主幹

実績については押さえておりませんが、現在、外部講師を部活動で活用しているところが 4 校で、卓球、野球、

バスケット等で活用していると押さえておりますが、報酬等どのような形でそれが行われているかということについては、今の段階では押さえていません。

○秋元委員

今回、旅費といいますか、宿泊費や交通費の質問をさせていただいたのは、子供が非常に減る中で、先ほど言われたとおり、宿泊費や旅費については P T A 会費とは別に、例えばスポーツの振興基金のようなことで P T A の方から集めて、それを使って運営しているということが一つと、あと文化祭のバザーや資源物の回収で得た報酬をその基金に入れて、そこから支出しているという状況が多く为学校であると思うのです。平成 24 年度からの新指導要領などで授業のこま数が増えたりすることにより、例えば文化祭の中でバザーを 2 日間にわたってやっていたものが 1 日になって報酬がかなり減るとか、資源物回収をやろうと思ったときに、中学校区で考えますと小学校や町内会などが混在してしまっていて、そこでも資源物回収をやっているの、労力がかかるだけでほとんど回収できないという実態もあり、例えば子供の一人は小学校、もう一人は中学校に在籍していて、資源物回収にしても両方に出すというようなことでいろいろと悩まれている方もいらっしゃるのです。

そういう生徒や指導員の方が日ごろの練習の成果でせっかく全道大会などへ進むときも、本当であれば喜ぶべきことなのですけれども、実は費用のことを考えると非常に負担が大きいのです。経済状況の悪化などで共働きの方も増えており、P T A の活動もなかなかできないという中で、ではどうやって基金を集めていくかというのが課題になっているのですけれども、スポーツ振興という部分で考えれば、ぜひ市教委の中でも、将来的に生徒や教職員に対して、スポーツで頑張った部分のそういう何かを考えていくべきなのではないかと考えるのですけれども、この辺についてはどういうふうに考えますか。

○教育部長

特に中学生のスポーツ振興という観点からのお話だと思いますけれども、先ほど申しましたように、中学校の体育関係については、小樽市中学校体育連盟が軸になって活動をしてございます。先ほど中体連に対する市の補助金も 500 万円ちょっとと答弁しましたが、以前は 600 万円ということで補助事業を組んでいました。その中で市の財政状況により何度か減額をしていって現在に至っているということでございます。中体連の補助金を増額するという情勢には、もう少し時間がかかるのではないかと考えてございますが、外部指導者にいろいろな形でお手伝いをさせていただいているということもございますので、将来的にはその辺の検討というのは課題にはなってくると思いますけれども、当面現状維持ということで押さえてございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○秋元委員

将来的に検討するということでしたけれども、学力も体力も 1 年や 2 年で回復、向上できればいいのですけれども、やはり長く時間がかかるということを考えれば、例えば小学校からいろいろ学力や体力の向上を考えていかなければならないでしょうし、そういう予算措置というの、しっかりと政策的に市教委として取り組んでいかなければならない部分だと思います。

財政的に厳しい部分もわかるのですが、しっかりとこの予算の検討もしていただきたいと思いますので、これは要望としてよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎地域防災計画について

地域防災計画について、これは本定例会の代表質問でも取り上げておりますから、いろいろ答弁をいただいている経過があります。昨日も予算特別委員会の中で、どのような防災対策を考えているのかという質問に対して答弁

をいただいておりますが、新聞にも一部載っておりますけれども、依然として本市の防災計画の中では原子力防災に対して全く考えていないという状況で、これだけ原子力防災について市民の関心が高まっている時期に、どうしてもやはり反映できないというのは、非常に納得ができない課題だと思います。

そこで、まず、本市の防災計画に原子力防災計画を盛り込むことができない理由についてお聞きます。

○総務部参事

地域防災計画の中に原子力の安全対策を盛り込めない理由といたしましては、まずこれを盛り込むためには E P Z の範囲内でなければならないということで、現在の道の計画に記載されていますけれども、災害対策基本法上、いわゆる制度上、道の防災計画が見直されなければ、本市の防災計画に盛り込むことができないということになってございます。この E P Z の範囲については国の原子力安全委員会が優先すべき課題として、現在、相当議論しているというような話を伺っています。ただ、やはりその範囲が拡大にならなければ、本市としてはそういったものは盛り込めないのです。

○林下委員

私も今までいろいろ、なぜこういう現象が起きているのかということで調べてみましたけれども、例えば独自に市町村が原子力防災について計画書に盛り込んだ場合、道から是正を求められると、そういったケースがあったように聞いております。そうしたことを考えますと、今回も例えば仮に道が E P Z を 30 キロメートルとした場合、本市は圏外になるわけで、結果的に防災対策は認められないということになるわけであります。

市長も含めて理事者の皆さんは市民の安全を守る責任ある立場で、こうしたことで本当に納得がいくのかと。E P Z があくまでも 30 キロメートルで決まった場合、仮に本市が防災計画に原子力防災を盛り込んだとすると、何か法的に問題があるということになるのか、その辺の考え方について伺います。

○総務部参事

やはり E P Z の範囲外であれば、道からのそういった指導というのはあると思います。ただ、仮に E P Z の範囲が 30 キロメートルと出したら、そこに含まれる余市町、赤井川村などについては、当然隣接していますので、いろいろな情報収集とか、それから測定の話も先ほどしましたけれども、そういったようなことに取り組んでいくのと同時に、新しい情報として、道では原発の周辺 4 か町村だけでなく、それ以外の後志管内の市町村も含めて、来月に入ったら実務者レベル、あるいは市町村長も含めた会議を今後行うというような情報もありますので、そういった中で、今これだけ皆さんがいろいろと考えておられるので、相当議論も尽くされるのではないかと思います。そういった議論も見ながら対応していきたいと思っています。

○林下委員

民主党政権もこの部分ではいろいろ議論が分かれているような部分もあろうかと思うのです。国の防災担当者も、地方自治体の意向は尊重されるべきだというように記者会見で述べておりましたが、例えば札幌市は、国や道の基準の見直しにかかわらず、独自の原子力政策を策定するという方針を明らかにしておりますが、その場合、泊原発から 60 キロメートルにある札幌市が策定をして、本市が策定できないということになると、市民はどうしても理解できないということになっていくのではないかと思います。こうした矛盾をきちんと解消するような議論に持っていかなければ、市としてもなかなか厳しい立場になると思うのですが、現在、この防災計画に対して、道などから考え方や意見の聴取などの打診はあるのでしょうか。

○総務部参事

今のところはございません。ただ先ほど申し上げましたように、知事の記者会見などからも、4 か町村以外の後志管内の市町村については、将来の通報連絡協定の締結なども含めて、相当いろいろな情報を市町村にも与えたい、それから市町村からいろいろな議論や意見も聞きたいというような話もあります。札幌市の動向については報道で聞いておりますが、ただいづれにいたしましても、やはり E P Z の範囲の拡大については国で優先的にやっております。

まして、今回の福島第一原発事故を踏まえて、ただ単純に半径の範囲の拡大だけでいいのか、そうではなくて、やはり風の向き、そういったものもトータルして、今いろいろと議論していると聞いておりますので、そういったものを当然見ながら話していきたいと思っています。

○林下委員

周辺 4 か町村以外に後志の各首長との通報連絡協議会、これは仮称なのだと思うのですが、そういうものを設置して意見は反映させると、何うというような道の意向だと聞いていますけれども、やはりせっかく市町村が独自に防災計画をつくるのですから、例えば今回、道がつくるというハザードマップにしても、それぞれの地域でいろいろ状況は違うわけですから、そういったものをきちんと盛り込んでいけるように、ぜひ市長にもこの協議会の場ではきっちり物を言っていただきたいと思いますので、もしお考えがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○総務部参事

今いろいろ相当議論になっておりますので、市長も先日の予算特別委員会でも積極的に意見を述べていくという話をされていますので、やはり動向を見てまいりたいと思っております。

○林下委員

◎オフサイトセンターについて

それでは次に、これもまた代表質問で質問させていただきましたけれども、オフサイトセンターの関係です。実はこのオフサイトセンターの議論は、泊原発のオフサイトセンターはだれが見ても極めて近いところに設置されているということで、高橋知事が移転を言及したというような報道をされましたが、その途端、2 日か 3 日後には、もう地元の意向を聞きながら判断をしたいと、こういう論調になっております。本来オフサイトセンターの設置目的というのは、放射線の監視であるとか、万が一の事故のときに避難誘導だとか、いろいろな使命というか任務が与えられているにもかかわらず、どうしても地元の意向というか、原発から 20 キロメートル以内に設置というふうに国が指定をしているわけであります。この 20 キロメートル以内というのは、今回の福島第一原発事故で言えば、いち早くみんな避難してしまっ、そこで防災の指揮をとるなどという状況には到底ならなかったと、今でもそこにはだれもないということで、国においても大変問題になっているようです。私も先日の代表質問で、これは早急に改善されなければならないと訴えたのですが、今の道の議論でいけば、また地元の意向でということで逆戻りをしかねないと思います。本市としても、条件とか環境とかいろいろなことを考えれば、オフサイトセンターを設置するには非常にふさわしい場所だと言われているにもかかわらず、後志の各町村にも配慮しなければならないということで、なかなかそういう話はできないということで、その点については理解をするのですが、オフサイトセンターが本来の目的に沿って機能していくためには、どうしても早急に移転させる必要があるということで、これも道にはっきり物申すときではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事

まさに先日、道からの情報がございまして、北電の泊原発の見直しに向け、北海道原子力防災計画そのものも見直さなければならないということで、やはりいろいろ課題がございまして、44 項目の課題を道で抽出し、それを有識者委員会に示したというふうに伺っています。その中で、今委員がおっしゃったように、オフサイトセンターのあり方について特に言及しておりまして、その中でオフサイトセンター、あるいは代替センターなど、そういったもののあり方をもう一度さらに深く突っ込んで検討したいというようなことです。

やはり委員が先ほどおっしゃったように、確かに現行のオフサイトセンターは泊原発から 2 キロメートルといった近距離の地点にございますので、それも道で承知しておりまして、知事もそういういろいろな考えを示しています。本当に課題の中で一番大きな優先すべき課題ということで、オフサイトセンターのあり方ということを特に抽出して、それから E P Z の範囲の拡大ことも、現在、検討しているというような話を聞きました。

ただ、いずれにいたしましても、やはりオフサイトセンターは道が今中心になって動いていますので、そういっ

た動きを見てからでないと判断できないのかと、そのように思っております。

○林下委員

今までの原子力政策というのは、原発をいかに増設するかとか新設するかということに非常に力点が置かれて、万が一の事故に備えた対策というのが、全く検討されてこなかったということが今回の事故で明らかになったと思いますので、いろいろな意味で、本来、本市が道との協議の中で主張する前に、道がもっと早く、あるいは国がもっと早くこうした対策を示すべきだと思うのですけれども、非常に多くの問題がありますので、ぜひいろいろな場で本市の立場として訴えていただきたいと思います。

◎地デジ移行後の問題について

それから次に、地上デジタル放送移行後の問題なのですけれども、忍路地区でも地デジが受信できなかったという話がありました。また、新聞報道によりますと、銭函でも一部の世帯が受信できない場所があるということで報じられておりますけれども、その後どのような対策がとられているのか伺いたします。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

地デジに関して、一部新聞で報道がありました銭函地区の新たな難視ということで、デジタル放送が受信できない地区についてでありますけれども、現在、総務省の出先である北海道総合通信局が窓口となって、この世帯と話を進めているというふうに聞いております。その中では、対象世帯 6 世帯すべてと話をしている中で、6 世帯のうち 3 世帯については新たな措置は必要ないという回答を得ているとのことです。残り 3 世帯のうち 2 世帯については、措置として現在各世帯の屋根に設置しているアンテナよりも高性能といいますか、背の高いアンテナを設置するというので、2 世帯からは了承を得ているとのことです。残り 1 世帯についてはまだ交渉中ということで、総合通信局から聞いております。

ですから、遅くとも来月 10 月になれば、間違いなくその 2 世帯についてはそういった措置をして、地デジ放送が見られるようになるというふうに聞いております。

○林下委員

これもまた新聞報道で大きく扱われましたけれども、例えばNHKの受信契約が地デジ移行後に大幅に解約になっていると、つまりテレビを見ない人が大幅に増えたというふうに言われています。推定ですけれども、テレビを買い替えられなかったと、あるいは難視聴などの理由であきらめたというようなことが推測されるというようなことも言われていますけれども、そういったことについて、市に相談はあったでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今、御質問のありましたNHKの契約数が地デジ移行後減っているというのは、たしか9月上旬ぐらいに新聞で報道されておまして、全国でたしか9万世帯ぐらいが減っているのではないかとということでありました。ただ、NHKも各市町村別の数字というのは公表しておりませんので、正確な数字はもちろん把握しておりませんが、市内には地域的な一般共聴施設とNHKの共聴施設ということで、地形上、他都市に比べていわゆる共聴施設が多くなっております。

ちなみに一般共聴施設で42か所、NHK共聴施設で19か所という共聴施設を持っていますけれども、その共聴施設はすべて地デジに移行しておりますが、そういった組合の中からは、テレビを受信するのはあきらめたとか、組合から抜けたというような話はあまり聞いておりませんので、確かに全国では9万世帯ということになっているのですけれども、特に市内で大きく減っているという感覚は持っていません。

また、市民からの問い合わせということで、今までのアナログテレビを活用して地デジを見る場合は、地デジチューナーが必要なのですが、これについてかなりの問い合わせがございまして、国でも生活保護世帯への支給のほか、市民税非課税世帯についても、申請があれば支給するというのを今年1月から始めております。その問い合わせがあったときには、そういった制度をお知らせして、該当する方については申請していただいてチューナーの

支給を受けている、そんなことになっております。

○林下委員

今御説明をいただきましたが、例えば非課税世帯はチューナーの貸出しを受けられるという話まで、まだまだ一般的には理解されていないのではないかと思います。地デジ移行前後で、市内でもチューナーが非常に品薄になって、非常に混乱したというようなことも新聞で見ましたけれども、こういうチューナーの貸出し制度について、これまで非課税世帯に直接案内が送られたとか、そういうような仕組みにはなっていたのですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

非課税世帯へのチューナーの支給ということで、これは本年 1 月から制度としてやっております。そして、今、委員の言われました非課税世帯へのチューナーの貸出しということですが、これは本年 7 月 24 日にデジタル放送へ移行となったのですけれども、実際にいわゆる安価なチューナーが品薄だということで、7 月に入って全国的に貸出しを開始したという制度になっております。

市内において、このチューナーの貸出しについては、臨時窓口に申し出れば、その場で申請書を書いていただき貸し出しするという制度でありましたけれども、7 月、8 月と市役所別館 1 階に設けた臨時相談コーナーでは、合計 67 件の貸出しをしたと、窓口を設置したデジタルサポートセンターから報告を受けております。

○林下委員

◎PEN 食器の導入について

次に学校給食の関係で、先日の一般質問でもやりとりがあったと思いますけれども、PEN 食器の導入について検討しているということで聞いております。現在はポリプロピレンと強化磁器の食器が利用されているということで、これから PEN 食器の導入を検討する経過については、単に新共同調理場への移行に合わせるという理由ではないと思いますけれども、佐々木秋議員の一般質問でもありましたが、PEN 食器については製品にかかわる成分の内容、あるいは加工にかかわる点については企業秘密ということで、なかなか安全性の検証というのが難しいのではないかとされているのですけれども、この安全性の検証も含めた経過をお知らせください。

○（教育）学校給食課長

新・学校給食共同調理場整備方針（案）の 2 の①で、PEN 食器の導入について記載をしているところでございます。特にその導入の検討に当たっての安全性の面ということでの御質問というふうに理解いたしております。

素材でありますけれども、ポリエチレンナフタレートを主原料とする食器でございます。それから、安全性の検討という面で、過去に樹脂製の食器におきましては、原材料でありますとか、又は製造過程で伴う添加剤の関係、そうしたもののについて、環境ホルモンと言われるような物質の指摘があったというような例がございました。そうした観点で環境ホルモンなどの懸念がないのかということで、検証といいますか、いろいろデータを確認してきております。

先ほど申し上げました原材料につきまして、特に環境ホルモンと言われる物質の関係ですとか、若しくは発がん物質と言われる関係ですとか、そうした指摘はございませんし、また添加剤も伴うものではございません。それから、食器の種類によっては塗装を行う食器もあるのですが、この PEN 食器の場合は塗装を行っておりませんので、塗料の溶出等はないものであります。

こうした試験結果につきましては、当該年度ではもちろん行っておりますが、他の自治体におきましても、こうした食品衛生法で定められている試験内容でありますとか、今申し上げました環境ホルモンと言われる物質の関係の検査なども、一定年数使用した食器なども含めて検査を行っている事例がございまして、現時点でいろいろ得られた結果からは、安全性に関する懸念はないと考えているところでございます。

○林下委員

安全性については確認済みということで理解をいたします。

それで、現在、米飯用に強化磁器の食器を使っているということで、児童・生徒の皆さんからも愛着があるし評価も高いというふうに言われているのですけれども、PEN食器の導入と現在の強化磁器の交換はいつごろからどのような形で検討されているのかお聞きます。

○（教育）学校給食課長

現状、おかず用のカップ、それからランチ皿ということで、ポリプロピレン製のものを使用しておりますし、米飯用の食器については、今委員おっしゃられましたとおり磁器製を使用しています。ポリプロピレン製のものは一定程度やはり経年による劣化等がございますので、PEN食器の導入ということで一斉の更新を図りたいと考えております。

それから、米飯用の磁器食器でございますけれども、やはり磁器の一種になりますので、一定の破損が生じております。年間で 16 パーセントぐらいの破損率になっておりますけれども、この入替えについては、破損の動向も考慮しながら、検討していきたいと現状では考えているところでございます。

○林下委員

◎柔道着の購入について

先ほど武道の授業の関係で質問がありましたが、私も実は前回 7 月 13 日の総務常任委員会で、考え方についてお聞きをいたしました。そのときに、柔道着というのはスポーツ用品店の話では大体 6,300 円ぐらいだと言われていて、例えば 3 年生の場合、年間たった 10 時間ぐらいしか使わないのに柔道着を購入するのは無駄ではないか、と保護者から質問があったという話をいたしました。そのときには高校へ行っても使うのだからというような答弁もあったと思うのですが、高校へ行行って実習に組み込まれているのは男子だけで、女子は含まれていないというような話もあって、どうしても柔道着をそろえなければならないのかということなのです。

そのときの答弁では、例えば柔道着がなくてもできる範囲という理解でいいのではないかと、私はそういうふうにご答弁をいただいたような理解をしているのですけれども、先ほどの秋元委員への答弁では上着だけでも必要ということも検討中だと。まだ導入まで時間があるのですけれども、例えば今後の就学援助の予算などを考えますと、そろそろ方針をきちんと固めて、導入に当たっての保護者に対する考え方もきちんとしなければならない時期ではないかと思うのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○（教育）指導室長

先ほど答弁したということもありますので、私から答弁いたします。

この武道のねらいにつきまして、柔道が適切に十分行われるようにすることが第一かと思っておりますので、その部分につきまして安全面がまず大事になってくると思います。それと指導内容です。1 年生、2 年生であればほとんどが初心者ということですので、指導内容の部分が非常に大事になってくると思います。

先ほども話しましたが、柔道着を着ることの安全性については指導内容によって変わるかと思っておりますので、その部分につきましては、各学校に十分安全面に留意するようにと、また、それに伴ってどういうものが必要なのかということは指導室から話をしたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田（祐）委員

◎柔道着の購入について

答弁は要らないのですけれども、柔道の質問が出ていたので、私なりにちょっと言わせてもらいたいと思うのですが、私は中学校、高校と柔道をやっていて、しかも中学校 1 年生のときには体育館で畳を敷いてやっていて、2 年生のときに格技場ができるまで、いわゆる畳を敷き詰めた形でやっていたのです。畳の部分は敷き詰めないとず

れたという経験があるので、その辺はマットを使うにしてもやはり十分な配慮が必要と思うのと、柔道着は中学校で買ったものをそのまま高校でも使ったという経緯、経過があるので、剣道をやっている高校は恐らくほとんどないと思いますので、高校でも使うということをしっかり保護者に説明するということが必要だと思います。また、柔道着の下は柔道をやっていた者からすると、ジャージというのは基本的にあり得ないと思うのです。ジャージは横にチャックがあつたりします。乱取りするときなど、最初のうちは受け身だけなのですけれども、明らかに受け身をするときでもチャックが足に挟まったりなんだから、金具が絶対けがの原因になると思いますし、ちょっと乱取りをするだけでも、足へ絡んだりするとそこでけがをしかねないので、やはり柔道着に関しては上下でしっかりそろえるというのは、これはもう柔道やる者としては極めて基本的なことだと思いますので、そういう形でやっていただきたいと思います。ほかの委員から意見もあったので、参考までにいただければと思います。

◎地デジ化移行後について

地デジ化について簡単に御説明いただきましたかったのですが、大がかりな事業ですので、移行前と移行後について問い合わせの件数といいますか、どのような変化があつたのかということをお知らせいただきましたかったのと、あと先ほど林下委員の質問の中で、移行後に視聴できなかった銭函 1 丁目の世帯への支援策で、新たな高性能アンテナがつくという答弁があつたのですけれども、どの程度の負担を強いられたのか、お聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

1 点目、地デジ移行前後の問い合わせ件数ということでございますけれども、6 月 15 日から 8 月 26 日まで、市役所別館 1 階にデジサポの臨時相談窓口を設置しました。そこでの数字で答えさせていただきます。7 月 19 日から 24 日の直前の期間は、市役所ではなくて長崎屋小樽店で窓口を設置しており、また、報告を受けている数字が月別になっておりまして、厳密には地デジへの移行が 7 月 24 日なのですけれども、その前と後ろということでは数字をもらっていないものですから、月別の数字で問い合わせ件数をお答えします。

まず、6 月は 15 日から 30 日の期間ですけれども、問い合わせ件数、相談件数合わせて 96 件、7 月は 1 か月で問い合わせ件数 414 件、8 月は 1 日から 26 日ということで問い合わせ件数 140 件、6 月 15 日から 8 月 26 日という期間で合計 650 件の相談件数がありました。移行前、移行後ということですが、7 月が 414 件と多いので、正確な数字ではないですけれども、私どもの見ている中では、直前の長崎屋小樽店、それと、移行前の市役所での相談件数がかなり多かったというふうに認識しております。

次に、銭函地区の新たな難視地区の 6 世帯のうち、現在 2 世帯が先ほど説明しました高性能アンテナの設置ということで同意をいただいているとのことです。この件についての負担ということですが、これも総合通信局からの情報ですけれども、デジタルサポートセンターからの補助金、それと NHK からの助成金、これで設置するという事で、世帯の負担は 1 世帯当たり 7,000 円になるというふうに聞いております。

○成田（祐）委員

◎給食のメニュー変更について

小樽市の学校給食について質問がいろいろ続いているのですが、ちょっと違う観点からお伺いします。岩見沢市で食中毒が起こった際、本市でも対応、対策をされてきたと思うのですが、岩見沢市の食中毒以降、本市で提供しなくなったメニューがあるのかどうかと、提供を見合わせている理由があればお聞かせ願いたいのです。

○（教育）学校給食課長

これまで金曜日などは、めんの日ということで、うどんやラーメンの提供を主に行ってございましたけれども、今回、岩見沢市の事例も踏まえまして、また、その後の道教委による衛生管理研修会なども開催された中で、6 月中旬から主に 10 月中旬の気温が上昇する時期についてでありますけれども、献立の一部変更を行うことにいたしました。

今申し上げましたうどん、ラーメン類のめん類を、加熱調理品でありますスパゲッティや、同じめん類でありますけれども、焼きそば類に変更をいたしました。

それから、現状、めんをゆでて学校へ配送するという過程で行っているものですが、同様の調理過程を行う一部の野菜をゆでて、その後冷却をするなどについては加熱調理品に変更したという経緯がございます。

この理由でございますけれども、先ほど申し上げましたように、こうした調理品の適切な温度管理ということで、道教委からの考え方も示されておりまして、私どもとしても、この調理過程や配送過程も含めて、やはり適切に温度管理を考えるべきだということで、このたびこのような変更を行ったものでございます。

○成田（祐）委員

めん類は非常に子供に人気のあるメニューだと思いますし、私はラーメンとそばが大好きですがけれども、やはりめん類というのは皆さんのすごく好きな食べ物の一つだと思うのです。そのような中、ラーメンが提供できなくなったということで、今、季節柄、温度管理という話がありましたけれども、今後も同様にラーメンがしばらく提供できなくなってしまうのか、それともこれは時期によって夏とか冬、そういった気温によって扱える食材に違いが出てくるのか、このままずっと本市ではラーメンは出ないという話なのか、それとも新共同調理場では対応できるという話なのか、その辺の時系列というか、話を聞かせていただきたいと思うのです。

○（教育）学校給食課長

調理品の適切な温度管理ということでは、現在めん類なども水道水を使って冷却しておりますけれども、より適切にということでは、即時に冷却ができる冷却機でありますとか必要な冷凍設備、それからまた学校に配送する際に保冷措置がとれるバット類、そうしたものが、特に気温の高くなる時期については使用することが望ましいと考えております。現状の施設の中でなかなかそこまでの対応は図れませんので、新共同調理場が稼働するまでの間は、こうした変更で進めてまいりたいと思っております。

また、新共同調理場の整備に当たりましては、今申し上げたような機能を備えるような整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

○成田（祐）委員

そうすると、新共同調理場ができる平成 25 年度までは、ラーメンなどある程度のメニュー変更はずっと続くという解釈ですか。夏と冬の変更というのはないのですか。その辺の説明が抜けていたかと思うのですが。

○（教育）学校給食課長

確かに 6 月から 10 月の期間と申し上げましたが、大きくは夏休みを挟んだ前後の期間ということで御理解いただきたいと思います。10 月下旬からは再開いたします。

○成田（祐）委員

岩見沢市であった話ですから、他市でも当然ながら対策をとっていて、本市と同様な話をしているのかと思いきや、他市ではめん類を食べることができるという話なのです。なぜ本市だけそこまで慎重になっているのかという部分がいまいち理解できないというか、それが本当に施設的な部分で、他市よりもそういったところの冷却ができないから、夏は提供できない状態が続いてしまうというのか、他市で提供できているという状態があるものですか、その部分をもう少し具体的に説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

他市の例を細部まで承知していない部分もございますが、気温が高くなる時期の温度管理というのは、先ほど申し上げたような整備を含めて行うことが、やはり適切な温度管理につながるということになりますので、そうした面の判断から今回より慎重にということで行ったものでございます。岩見沢市の事例もいろいろ指摘があった部分はあるのですが、施設の面や調理過程での食品の取扱い、器具類の洗浄・消毒、それから今申し上げました温度管理の面など、多岐にわたってはおりますけれども、やはり調理品の適切な温度管理、そういうものは特に留意しなければならないところだというふうに考えたところでございます。

○成田（祐）委員

そうしたら新共同調理場では、時期によって取扱いをやめるというようなことは起きないのか、きちんと対応できるのかという部分が 1 点と、もう一点が新共同調理場ではめん類に関して今までと取扱いが変わってしまうということで、状況によっては市外業者から納品しなければならないという部分で、品質の担保というのはしっかりできるのか、逆に言いかえると、なぜ新共同調理場は既存の共同調理場と違って、めん類の取扱いを市外業者から担わなければならないような施設になってしまうのかという部分の説明をお聞かせ願えますか。

○（教育）学校給食課長

基本的な考え方として、従来と同じようにめん類を調理場でゆでて、バットに入れてお出しするということからすれば、先ほど申し上げたような整備はかかる考え方でございます。それはめんの関係ばかりではございませんけれども、サラダやあえもの類もそうした調理品の適正な管理が求められます。そうした観点から整備をしていきますので、新共同調理場では対応できるのかということについては、対応できるものというふうに考えておりますし、そういうふうに整備したいと思っております。

それから 2 点目のめん類を市外業者からの納品という関係での御質問でしたが、現在ラーメン、うどん類につきましては、市内でめんを製造している業者から納品していただいております。今後、現在札幌市などで取り入れている方式でございますけれども、ソフトめん方式ということで、製造業者でめん類の製造、ゆで、それから冷却過程を経て、学校に行く前に加熱をし、保温箱に入れてお届けする、なおかつ包装については個包装といいまして 1 人分ずつの包装をする、そのような方式で考えておりますが、めんの種類についても、今までと同様にうどんとラーメンは続けていくつもりでございますし、こうした製造方法といえますか、納入方法については、これらの二つの業者と協議をしている段階でございまして、引き続き、その協議を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○教育部参事

先ほどから、めんの関係で質問が出ておまして、実は今日配付させていただいております方針（案）の 7 ページをごらんいただきたいと思うのですが、先ほど林下委員から質問のありました食器とも密接にかかわる部分のことがありますので、話をさせていただきたいと思います。

7 ページの 6 の③のところに「めん類の給食は」と書いてございます。これは子供がいらっしゃる方は特に御存じかと思うのですが、本市の場合、ラーメンやそばなどを給食で出す場合に、器が小さいものですからパンと一緒に出しています。正直言いまして、これがやたらと評判が悪いのです。ラーメンとパンは合わないと言われております。それで、方針（案）にも書いているように、一つは全量提供と言うのですが、めんだけでおかいっばいになるような給食にしたいと考えています。そこで一つ大きな要素になるのが食器の問題なのです。今、本市では米飯用の強化磁器、これぐらいのものでございますけれども、同じぐらいの大きさのポリプロピレンの器とプレートという皿の 3 種類しか使っていないわけですが、めん類の全量提供を考えるとどんぶりが必要になるわけなのです。

ですから、今回検討しているのは、食器の材質もありますけれども、食器の種類についても、めんを全量提供できるような食器を導入したいと思っております。そういたしますと、やはり駅そばの器ぐらいの大きさにはなりまして、その中にめんなどを入れますと相当重さもかかってきますので、それも含めて強化磁器ではなかなか難しい側面もあるというふうに思っています。方針（案）には、「原則としてめん類だけの全量提供を図ります」と書いているのですが、それがこのことです。

もう一点、方針（案）には「その際は細菌繁殖を防止する観点から安全面に配慮でき、かつ一定の保温状態で配食できる『ソフトめん』の導入を検討します」と書いています。実はこのソフトめんというのは、札幌市などではずっと以前から使っているのですが、本市は普通のラーメンを買ってきて、ゆでて、それを冷やして小分け

にしてという、熱い状態から常温状態まですごく長い時間かかるのですけれども、このソフトめんというのは業者でゆでるというか食べられる状態にして、その段階でもう一定の温度にしてしまって、それを保温箱に入れてワンパックずつ各学校に運ぶということなものですから、細菌の繁殖という部分では、もちろん今でもいろいろなことはしているのですけれども、相当安全性が高くなる、それと全量提供の問題があるといったことで、量の問題、器の問題、それとソフトめんという、それぞれ関係のあるものの中で、現在、検討しているということで、まずは御理解いただきたいと思います。

ただ、今、成田委員から御質問がありました、ソフトめんの納入が地域のめん業者でできるのかということにつきましては、基本的に地域のめん業者の方から納入したいというのは思っていますから、それは現在も納入してもらっているめん業者の方と具体的な協議、相談をさせていただきたいと思っております。

○成田（祐）委員

食中毒防止ということでは、やはり地元から、目に見えるところからの食品を入手するというのが大事な部分である半面、そのために結局めんの取扱いが市外業者になるというのは相反することだと思ったので、その確認だけさせていただきました。もし市内の業者で取り扱えないところがあるというのであれば、恐らく何かしら設備投資が必要とは思いますが、そういった部分も含めて、市内で完結できるのであれば一番安全だと思いますので、そうなるようにしていただきたいと思います。

◎冠水の対策について

最後に、防災と減災についてお伺いしたいのですが、いろいろな防災、減災に対する対策があると思いますけれども、ここ最近の本市の中で何が一番優先順位が高いかと考えたときに、やはり冠水の話は消防本部に電話が来たり、対応に動いてくださっているということがあり、また、堺町とか、銭函の御膳水のあたり、国道 5 号線ですけれども、毎日のように土のうを積んで、ポンプ車が入って、恐らく国道なので国がやっていると思うのですけれども、そんなような状況が小樽でも結構ちらちら見えてくるようになってしまったので、非常に優先順位が高い案件だと思うのです。

特に堺町は観光関連のお店が多いですから、土産物の菓子やガラス製品などが冠水してしまったら、もう商品にならなくなってしまうと思うので被害額が甚大になってしまうと思うのです。

そんな中で、この冠水を災害とするのかどうかを決めていかなければならない、どう扱っていくのだという部分で方向性を見せてほしいと思ったのです。側溝が詰まっているから、整備不良として扱ってしまうのか、それともこれは一つの災害ということで対策を練っていくのか、その辺の見解というのをお聞かせ願いたかったのです。

○（総務）杉本主幹

これまで水につかるという災害については、河川のはんらんなどによるものを中心となっておりますけれども、近年では局地的な豪雨、これが全国的に増加してまいりまして、中でも都市型の冠水というものが、先日もありましたけれども、増加しております。昨年大雨のときにも生じましたけれども、これについては当然本市も例外ではないというふうに考えております。大雨による冠水を防ぐためには、まず側溝ですとか雨水渠などの排水施設、この整備を進めることが必要になってくると思います。

それで、実際これを災害とするのかどうかということでは、例えば最大 24 時間雨量が 80 ミリ以上又は時間雨量が 20 ミリ以上の場合には、国の災害復旧事業という起債の対象になるわけなのですけれども、こういったものを利用して、例えば堺町であれば、排水系路の切り回しと申しますけれども、1 か所に集中しないように排水系統を変える、こういったものを含めて整備を進めていくことが必要と考えておりますので、今後、建設部や水道局などと、このあたりを取扱いの方向性も含めて検討していきたいと考えております。

○成田（祐）委員

例えば洪水だったら、川からあふれれば洪水として一つの災害になると思うのですけれども、冠水だと 5 センチ

メートルの冠水で災害なのか、10 センチメートルなのか、30 センチメートルなのか、非常に定義するのが難しいと思うのです。その中で、どの程度までやっていくかというのを今後の話合いの中でぜひ考えて、冠水の優先順位を上げて話を進めていただきたいと思います。

◎津波ハザードマップについて

もう一点なのですが、昨日、我が会派の中村委員が津波のハザードマップの話をされていたと思うのですが、完成したとしてその後どうするのか、当然ながら周知、配布するという話になってくると思うのですが、ただ配布して終わりという話にならないと思うのです。その先どうするのか、それをどう利用して防災、減災につなげていくかという話をお聞かせ願えますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

ハザードマップの完成後の話でございますけれども、最終的に完成いたしましたら、当然市民に配布をしていくことになります。浸水予想を記したものが俗にハザードマップと呼ばれていますけれども、今回つくっているハザードマップは、できる限り避難に役立つように、それを市民が見てわかるようにということを頭に置いて作成を進めております。

ですから、完成して配布した折には、例えば各地域の避難訓練や図上訓練など、そういった形でぜひとも利用してもらえるように地域との話も進めてまいりたいと考えております。

○成田（祐）委員

◎避難訓練について

今も御答弁いただいたとおり、訓練が何よりも大事と思ったのです。前回の本委員会で、災害派遣された消防本部の方に防災対策で何が必要かと伺った際に、訓練とおっしゃっていたのが非常に印象に残ったのですが、私も 8 月 3 日の政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会が終わった後、夜行列車に飛び乗って 1 週間ほど被災地へ行ってきました。釜石市と陸前高田市に行って、瓦れき撤去などをやってきたのですけれども、現地で見えたのは、小手先で堤防をつくった、何をつくったというハード整備をしても、どうかなるものではないという、そういうぐらいのレベルだったのです。県立高田病院という大きい病院があるのですが、ほとんど海面と同じくらいの高度でつくってしまったので、病院の建物は残っているのですけれども、周りが全部やられてしまっていて、病院そのものも機能しないとのことで、本当にまち一つ何一つ残らず、言葉で言い表せないような状況でして、何か物を整備して解決するような話ではなく、訓練というか、やはり一人一人が心がけなければならないという部分が鮮明に映ってきたのです。

被災地に行って、特に印象に残った話を少しだけさせてください。

釜石市に箱崎町という、本市で言うと忍路みたいなところがあるのです。がけのところを通って行って漁師町があるのですが、そこに行ったときに、中学校と小学校が並んでいて、本市で言うと蘭島あたりぐらいにあるのですけれども、その学校は定期的に避難訓練をしていて、学校の屋上に逃げるという訓練をやっていたらしいのです。ただ、今回の地震のときは校長独自の判断で、これはまずい、屋上ではたぶん足りないかもしれないと言って、生徒を引き連れて裏の山に逃げたのです。そうしたら、もう学校は全部上まで水につかってしまって、その判断一つで生徒はみんな助かったとのことでした。一晩かけて山を越えてまちなかまで出たということですが、もちろん訓練もあるのですけれども、臨機応変に自分が助かるための行動をしたということもあって、やはりそういう話を聞いて、その後の校舎などを見たら、3 階に車が突き刺さっていたりするのです。

そういう部分を含めて、結局訓練して退避するというのがなければ、山の中に逃げることも何もできなかったと思うので、日ごろやっていたから、それこそ逃げられたというのが非常に印象に残っています。また、瓦れき撤去がいつまでたっても進まないという部分で、箱崎町は非常に亡くなられた方が多いのですが、生き残った方でも仕事は今なくて、漁師に戻りたいのだけれども、船もないと。仕事は瓦れき撤去をやらないのですかと聞いたら、

自分たちの子供や妻を瓦れきの中から引き出して、もうやりたくないのだと。やはりそういった被災地の現状を聞くと、人手がないということではなく、本人たちがどうしてもそれをやれない、やりたくない、フラッシュバックしてしまうという思いがあったそうなのです。そういう部分も含めて訓練を一生懸命やっていた方が生き残っているというのを現地の方からお伺いしたので、なおさらのこと、こういった震災の記憶が強いうちに、市民全体で避難訓練、もちろん 9 月に防災訓練をされているとは思いますが、そうではなくて市内の企業全部が昼休みの後ろ 10 分使って避難訓練をするとか、そういったような全市的な取組というのが、一番効果的でかつコストがかからないと思うのですが、それについて今後実施するつもりがないのかどうかお聞かせ願えますか。

○（総務）杉本主幹

避難訓練についての御質問でございますけれども、現在でも地域ごとに避難訓練を行っている地域がございます。例えば地震と津波を想定したものであるとか、土砂災害を想定したものであるとか、内容はさまざまでありますけれども、常に地域で取り組んでいる避難訓練というのは実施されております。

今回、ハザードマップを作成し、配付するのですが、実際にはさきほど申し上げたとおり、それを活用してもらうということが何よりも大事だと思いますので、沿岸地域だけではなくて、例えば市内の企業等からも、実は津波などを考えた避難訓練、避難想定を考えて客の誘導から始め、いろいろ取り組みたいのだという相談もいただいておりますので、そういった相談をいただいた折には、各企業単位になるか、地域単位になるか、さまざまだと思いますけれども、できる限り実施できるようにサポートしていきたいと考えております。

○成田（祐）委員

ぜひ行っていただきたいと思います。もちろん個々での訓練も大事だと思うのですが、まとめてやることで、どこかに人が集中して詰まってしまったなど、いろいろなものが見えると思いますので、できる範囲の中でやっていただきたいと思います。

◎他都市との災害時応援協定について

もう一点要望がありまして、遠野市という岩手県の沿岸から 1 時間ほど内陸に入ったまちに支援センターがありまして、私はそこからのボランティアの派遣で被災地に行ったのです。遠野市の市長はもともと県の沿岸の防災か何かの担当のトップだったらしいのですが、その後、市長選に出て市長になり、遠野市を沿岸地域に何かあったときの最後方支援拠点にするといったようなことを平成 20 年にされたそうなのです。その仕組みがあったので、物すごい勢いで遠野市が後方支援基地になって、人口 3 万人ぐらいのまちなのですが、社会福祉協議会の車が 130 台ぐらいありました。ほかの社協の車が応援といいますか、車を貸して、マグネットで遠野市社協というのを張って、130 台か 140 台ぐらいです。それぐらい後方支援を非常に深くされているという部分で、結果的に何になっているかというと、被災地や仮設住宅に物を運んだりするには行政の力だけでは足りなくて、ボランティアがやっているという部分が非常に強く見られたので、改めて近隣市町村との結びつきや、若しくはそういった災害時に他都市との災害応援協定を結んでいることというのが、現地に行って非常に深くメリットとして見えたので、これはコストがかかる話ではないですから、本市もそういった災害の支援協定等を結ぶ部分では、道内の中ではありますけれども、北海道で大きな地震があった場合は道内同士でやるという話にならないと思うので、ぜひ道外の都市と応援協定を結んでいただきたいと思うのですが、それについて御検討いただけないでしょうか。

○（総務）杉本主幹

道外他都市との災害時応援協定ということでございますけれども、協定を結ぶためには当然相手方が必要になります。災害時についての対応ということでの応援協定ですので、今どこという候補地はないのですが、本市と協定を結ぶ先、本州のどこかならうかと思っておりますけれども、それぞれの思いが一致したときには、そういったものには積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○成田（祐）委員

私が言った最後の二つは、コストをかけずにできる今一番効果的な方策かと思いますので、ぜひ優先順位を上げてやっていただきたいと思います。あと必要なものといったら防災無線ぐらいかなと。それ以外は何をやっても津波に関しては苦しいというのが現地を見てきた状況なので、ぜひその２点、お金をかけずにできることなので、取り組んでいただきたいと思います。要望して終わります。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 17 分

再開 午後 5 時 55 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 23 号は否決、陳情については、継続審査中の陳情はすべて採択、第 149 号及び第 150 号についても採択を主張して討論を行います。

市税条例については、寄附金税額控除の下限額を引き下げることが賛成できるのですが、過料の上限の引上げ、新設により強制的取立てが広がるおそれがあります。また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得並びに条約適用配当について軽減税率適用の延長は、大もとの法律が大資産家への優遇税制です。その上、地元企業、本市財政運営に影響があるものと考えますから、否決を主張いたします。

陳情については、いずれも東日本大震災を目の当たりにした地域住民の不安の声だと思います。詳しくは本会議で述べますが、願意は妥当、採択を主張いたします。

○成田（祐）委員

一新小樽は陳情 150 号について討論させていただきます。

陳情 150 号の継続審査を討論いたします。

前定例会で我が一新小樽は、泊原発の即刻停止という表現に関しましては否決の態度をとっておりましたが、今これだけ市民の関心が高い、そしていろいろな調査の中で脱原発という、これは市民に限らず全国民の中でそういった方向性があるということを考えまして、今すぐ停止という部分を真っ向から否定するものではなく、改めてかわりのエネルギーがどう確保できるのか、そういったことを議論させていただきたいと、そういう思いから継続審査を主張させていただこうと思います。

なお、この継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 150 号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数であります。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第 150 号について採決いたします。

採択とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、議案第 27 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 149 号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 23 号並びに陳情第 2 号ないし第 145 号及び第 151 号ないし第 280 号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。